

議 事

○白井参事官 若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会の第3回ヒアリング及び意見交換を開始いたします。

本日ですが、最初に弁護士の武内大徳様から御意見をお聞きします。次に、被害者支援センターとちぎの和氣みち子様及び認定NPO法人全国被害者支援ネットワークの熊谷明彦様、その次に、少年犯罪被害当事者の会の武るり子様及び澤田美代子様、最後に、全国犯罪被害者の会（あすの会）の松村恒夫様、高橋正人様及び土師守様の順番で御意見をお聞きします。

まず最初に、武内大徳様から御意見をお伺いしますが、武内様からは、少年を含む若年者に対する処分及び処遇の現状と課題、少年法の適用対象年齢の引下げ、推知報道の禁止についての御意見を20分程度お聞きし、その上で質問をさせていただくという形でヒアリング及び意見交換を行います。

それでは、武内大徳様、よろしくお願いいたします。

○武内氏 本日はヒアリングにお呼びいただきまして、ありがとうございます。横浜弁護士会に所属しております弁護士の武内大徳と申します。

私は、弁護士になってから、大体これまで15年ぐらい、犯罪被害者の支援業務に従事してまいりました。その中では、少年の逆送事件における被害者参加、あるいは少年審判の傍聴といったケースも経験しております。私は、弁護士会で犯罪被害者支援委員会等に所属しておりますが、本日は個人の立場で発言をさせていただきます。意見にわたるところは全て私見でありますところを御承知おきください。

事前にヒアリングしたい事項というものを頂戴しておりましたので、おおむねその流れに沿ってお話をさせていただきます。

まず、少年を含む若年者に対する処分及び処遇の現状と課題についてです。

少年審判の現状と課題ということですが、犯罪被害者支援に携わる弁護士の立場で被害者の方々からお話を伺うとき、少年審判について被害者の皆様が不安あるいは心配とおっしゃるのは、手続の状況が直接見聞きできないということです。御承知のとおり、少年審判に関しては非公開の原則がとられておりますので、通常の場合、犯罪の被害者であっても、審判の状況をリアルタイムで見聞きすることができません。この点に関しては、審判の結果の通知ですとか、家庭裁判所の調査官を交えたカンファレンス等で、いろいろと審判の状況について情報をいただくことはできておりますけれども、必ずしもリアルタイムではないというところで被害者の方からの不満はよく耳にするところです。

もともと、数次の少年法の改正を経まして、重大事件については、いわゆる原則逆送がとられるようになりまして、成人刑事事件と同様に公開の法廷で審理が行われ、あるいは被害者参加等が可能になっています。また、新たに導入されました審判傍聴制度についても、対象犯罪はやや狭い嫌いもありますが、まずまず円滑に機能していると理解しております。したがって、従前のような全く少年審判の手続が見えないという状況は改善されているものと理解しております。この点については、被害者の方々全般からすると、まだまだ不十分であるという御指摘もあるでしょうけれども、現時点で、実務の現場で被害者支援を行っている者としては、それほど現状に、大きな課題があるとは意識しておりません。

続いて、若年者に対する刑事裁判の現状と課題というお尋ねをいただいておりますが、率直に申し上げて、ここについては、それほど固有の問題意識というものを持っておりません。逆送事件であっても、裁判所で、成人刑事手続と特に異なることなく審理が進んでいきますので、被害者参加ができる、あるいは心情に関する意見陳述ができるといった点では、若年者であっても、それ以外の刑事被告人の手続であっても、被害者支援の立場からすると、それほど大きな違いを感じてはおりません。あとは、不定期刑の言渡しといったようなところで、成人の刑事手続と若干違うところはあるかと思いますが、私は、それほど多く不定期刑の言渡しの場面というのに立ち会ったことがありませんし、昨今、改正されて以降は経験がありませんので、ここについては私が申し上げるのは、適切ではないかと思っております。

続けて、少年を含む若年者に対する施設内処遇及び社会内処遇の現状と課題についてお尋ねをいただいております。もとより、私は犯罪被害者支援の実務を主に担当しているものですから、施設内あるいは社会内での処遇状況について、さほど正確に理解しているものではありませんので、その点を割り引いてお聞きいただければと思います。

まず、施設内処遇についてですけれども、少年院を出院した18歳、19歳の2年以内の矯正施設再入率は、刑事施設出所者に比べて低いという統計データを承知しております。無論、いろいろな要素がありますので、一概には言えないかもしれませんが、2年以内の再入率が低いということは、それなりに少年院内、すなわち施設内での処遇が円滑に機能している、効果を上げているということが言えるのではないかと考えております。

なお、社会内処遇ですけれども、こちらに関しては、なかなか私も接する場面が少ないので、それほど具体的な意見を持ってはおりません。ただ、被害者の方からは、保護観察に付せられた少年について、十分な監督が図られているのか、保護観察の実効性というのはどの程度あるのかということについて、不安の声を聞くこともあります。現状、それについて、何か立法的な手当てが必要というレベルまでは考えてはおりませんが、保護観察がどのように運用されているのか、やはり被害者に見えづらい。それゆえに、保護観察が形骸化しているのではないかという心配が被害者サイドには残るところは否定できないと思っております。いずれにしても、この処分、処遇の現状と課題というのは、私として、それほど多くの意見を持っておるものではございません。

次に、少年法の適用対象年齢の引下げについてお話をいたします。

結論から申し上げますと、被害者支援の現場にいる弁護士の立場としては、現行法を前提とする限り、適用対象年齢の引下げの必要性について、それほど積極的には感じておりません。

まず、処分、処遇については、先ほど申し上げたとおりで、施設内処遇については、再入率を見る限り、比較的円滑に機能しているのではないかという考えを持っております。それから、お尋ねの項目の中にも含まれておりましたが、仮に少年法の適用対象年齢を引き下げた場合、現行法の下では少年院送致や保護観察といった保護処分に付せられている者の一部が、罰金ですとか単純執行猶予、あるいは起訴猶予となってしまうということは、やはりあり得るのだらうと思っております。もとより、保護処分は刑罰と同等の機能を持つものではないと承知しておりますが、やはり被害者の立場から見たときに、加害者が起訴猶予、執行猶予というような形で現実に刑罰や処分を科されない結果になるというのは、

被害者の側からすると理解が難しい、承服がしづらいという点も出てくるのではないかと危惧しております。

他方、少年法の適用対象年齢を引き下げることになった場合、18歳、19歳の少年が審判手続に付されることがなくなるのであれば、被害者にとって、手続が公開される利点、進捗状況が直接見聞きできるという利点があるのではないかと思います。ただし、この点についても、先ほど申し上げたとおり、重大事件の原則逆送制度、あるいは審判傍聴制度が、現段階では比較的円滑に機能していると私は理解しております。もちろん、現状に不満の被害者の方も少なからずおられるのですが、いまだそれは社会運動のレベルには達していないと私は考えています。

なお、現行法を前提としても、少年法の対象となることについて、被害者の方から時折不満の声が出るのは交通事故です。現行制度ですと、18歳に達すると普通自動車の運転免許が取得できる。逆に言うと、18歳の時点で、国が自動車の運転に関してライセンスを付与しているにもかかわらず、18歳、19歳の少年が交通事故、特に被害者が死傷するような事故を起こした場合も、家庭裁判所へ送致されてしまうということについて、齟齬があるのではないかと。国がライセンスを付与したのであれば、18歳、19歳の交通事犯については、成人刑事手続と同様に扱われるべきではないかという声を聞くことはあります。この点については、私自身もまだ考えが深まっていないところはございますが、例えば、危険運転致死罪に該当するような重大事件の場合には、逆送されて、成人刑事手続で公開の場で審理されることになるでしょうから、手続が見えないということは余り心配ないかと考えます。また、そこまでいかない軽微な人身事故の場合、先ほど言いましたとおり、通常の成人刑事手続による場合は、罰金あるいは単純執行猶予ということが十分予測されるので、成人刑事手続に回すよりも、処遇の上では、現行の少年審判手続は利点があるのではないかと考えております。

次に、お尋ねにあります、選挙権年齢に続いて、民法の成年年齢が18歳に引き下げられた場合、少年法の適用対象年齢を18歳未満に引き下げるべきかという点ですが、この点について、率直に言って、私もそれほど今まで深く考えてきたことはありませんし、私の周囲の弁護士の間でも、大きな議論が起きているという状況ではございません。

成年年齢が引き下げられるということは、18歳、19歳の者には親権者がいなくなるわけですから、その状況で現行の少年法のままでいった場合、18歳、19歳の者に関しては、親権者がいないのに保護的な手続が行われることになり、若干、現行制度に比べるとやや奇異な状況が生じてしまうかと考えております。とはいえ、御承知のとおり、少年法2条2項は、法律上の監護義務のある者に加えて、現に監護する者も保護者に加えておりますし、現在の社会状況ですと、18歳、19歳であっても、いまだ親元で生活をし、親の監護の下で学校へ通っている人が多いでしょうから、民法の改正によって成年年齢が引き下げられることによって、直ちに18歳、19歳に対する家庭裁判所ないし審判の教育的機能が阻害されるということにはならないのではないかと考えております。

もっとも、迷いとしては、国法の統一性という観点から見た場合、18歳、19歳の者を成年として認めつつ、しかし、18歳未満の者と同様に家庭裁判所で保護的な手続に付するということが、社会全体の理解を得られるのかというところには、疑問も残っております。民法の成年年齢が引き下げられるのと連動して少年法の適用対象年齢を引き下げると

というのは、制度としては合理性があるのではないかと考えております。

私としては、連動しての引下げということについて、特段反対の意見を持つものではありませんが、冒頭で申し上げたとおり、積極的に引き下げるべきであるという必要性は感じておりません。

最後に、少年法61条についてですけれども、少年の推知報道の禁止ということに関しては、やはりプライバシー保護の観点、あるいは更生を阻害しないという観点からは、合理性があると考えておりますので、現状、特段問題があると考えておりません。仮に少年法の適用対象年齢を引き下げた場合、これは少年法61条のカバーもそこには及ばないとするのが、合理的な法制度かと考えております。

お尋ねの趣旨から若干ずれるかもしれませんが、少年法61条に関しては、むしろこれを残すか残さないか、対象をどこまでとするかということよりも、昨今、インターネット上のいろいろな投稿といますか、書込みといますか、そういったものによって、事実上、少年のプライバシーが大きく破られているというところが問題だと思っております。ですから、少年法61条だけを論じていても、少年のプライバシー保護というのは、今現在、カバーが足りないのではないかと思います。私自身、どのような規制が考えられるか、具体的な策を持っているわけではありませんが、何らかの形で少年のプライバシー保護というものを、ネット上に関しても考えていく必要があるのではないかと考えています。

そして、さらに、お尋ねの趣旨から外れるかもしれませんが、実は少年事件の場合、犯罪被害者のプライバシー報道が成人刑事事件の場合よりも激化するという実情がございます。社会の注目を浴びるような大きな少年事件が起きた場合、当然、報道機関は、それに見合った情報量を提供しようと、取材あるいは報道を行います。少年法61条によって加害少年側の情報が出せないというときには、成人の刑事事件以上に少年事件被害者に対する取材が激化しますし、少年事件被害者のプライバシーに関する事項が大きく報道されてしまうことは否定できないと思います。この点について、どのような対応がベストなのか、どのような対策が具体的に考えられるかというのは、私自身、まだアイデアはありませんが、この点についても、今後みんなで考えていかなければいけない問題だと思っております。

最後に、少年事件あるいは若年者についての被害者支援の観点から、1点蛇足を申し上げます。成人の刑事事件であれば被害者参加制度が導入されて、国選の被害者参加弁護士制度が創られ、資力の乏しい被害者も弁護士による助力を受けることが可能となっておりますが、少年審判に関しては、被害者が国費で弁護士の援助を受けるというシステムがいまだ整備されていません。今後、少年法あるいは少年審判の在り方について考えるに当たっては、被害者支援弁護士の立場として、資力の乏しい少年事件被害者が弁護士の援助を容易に受けられるような制度というものについても、併せて御検討いただければ幸いです。

甚だ雑駁^{ざつぱく}ですが、私からの発言は以上です。

○白井参事官 ありがとうございます。

それでは、質問に移りたいと思います。質問のある方は挙手をお願いいたします。

○加藤刑事法制管理官 お話の中で、もし民法の成年年齢が下がった場合、18歳、19歳の者に親権者がいないのに保護手続がとられるということについては、若干「奇異な状況」が生じるというお話がございました。そこに関係してですが、被害者支援の立場から見て、

少年事件における少年の保護者の立場というか役割というのはどういふものなのでしょう。もう少し具体的に申しますと、非行を行い、審判を受けているのは少年ですけれども、被害者側の方々の関わりとして、非行少年の親とか保護者というものに対しては、何らかの形で、積極的あるいは、実質的な関わりを持たれることが多いのか、それとも、飽くまで関わりの対象は非行を行った少年自身であるのかという点、加えて、損害賠償を求めるといふことになる、恐らくは保護者の方が主要な問題になってくるのではないかと思うのですが、その辺りの実態等について教えてください。

○武内氏 もちろん、ケース・バイ・ケースではございますけれども、少年事件の被害者の支援活動に弁護士として従事する場合、成人事件と違って、より配慮が必要になってくるのは、少年の親権者、保護者との関係ということになります。少年事件で、弁護士が支援に入るというのは、それなりに重大な少年事件のときが多いのですけれども、少年が身柄を拘束されているケースであっても、少年の親権者、保護者から被害者に対して、謝罪をしたい、あるいは、被害の一部でも弁償したいというような申入れがなされることはよくございます。そういったときに、被害者の方々が、自分たちでは対応が困難であるからといふことで、弁護士に依頼、相談をしていくというパターンも相当数あります。その場合、被害者側弁護士の立場として非常に気を遣うところは、少年事件の保護者、この場合は親権者として話しますが、少年事件の親権者が直接加害行為を行ったわけではない、直接その人たちが刑事責任等を負う立場ではないということ。この点は、弁護士は切り分けて理解できるのですが、被害者の方々の立場からすると、少年とその家族、特に親権者といふものについては、被害感情ですとか、処罰感情において余り異なるところがなく、少年の親に対しても、少年に対してと同程度に怒りの感情ですとかを持たれることがありますので、なかなかシンプルに謝罪や一部弁償を受けるのは難しいなと思っています。

現実に私も、人が亡くなったケースで、少年の親権者が御遺族のところへ謝罪に来られたときに立ち会いをしたことが何件かありますが、弁護士としてはトラブルがないように、あるいは、その場で遺族に対して、まかり間違っても二次被害が惹起^{じやつき}されないように、相当地に気を遣った経験があります。これは、少年事件の被害者支援のときに本当によく直面するテーマですので、弁護士として慎重に対応しなければいけないと思っています。そして、損害賠償についてですけれども、少年の親権者に対しても損害賠償を請求するというケース、特に交通事故等では考えられるのですが、少年審判の手續の中で、記録の閲覧、謄写ですとか調査官とのカンファレンスでも、少年自身の情報はかなり開示されるようになっておりますが、親権者についての情報といふのは、なかなか現状、被害者の側には伝わってこないというところがあります。ですから、私どもは、家庭裁判所に対して、記録の閲覧、謄写の申出をするときに、後日の民事上の損害賠償請求の観点からも、親権者の情報についてもある程度開示を願いたいといふように、あえて添書きをして提出をすることもございます。

○片岡保護局長 お話の中で、被害者の中には、現行の保護観察に疑問を持っておられる方がいらっしゃるというお話がありました。一方で、成人と同様に扱った場合に、起訴しても単純執行猶予になったり、罰金になったり、あるいは起訴猶予で終わってしまうといふことについての疑問といふか、問題視という意見もありました。それを踏まえますと、現行の保護観察にやや疑問を持っておられる被害者の方の御意見としては、今の保護観察、取

り分け少年に対する保護観察，いわゆる1号観察ですが，1号観察をより丁寧にというか，あるいは厳しくというような御意見なのか，あるいは，余り意味がないので，廃止したらよいという御意見もあるのか。その辺りの，疑問視されている方の御意見はどのようになっているのか，もし伺えたらと思います。

○武内氏 私もたくさんの被害者の人から聞いているわけではありませんけれども，そこまでの積極的な意見，例えば改善すべきである，廃止すべきであるという意見を直接耳にしたことはございません。被害者の側からすると，そこに対しては，何と言ったらいいんでしょうか，不安感というのがあるのかなと思うのです。要するに，保護観察になった少年がどういう生活をしているのか。あるいは，保護観察という制度そのものが，被害者の方々からすると見えないものですから，保護司の監督機能というのは，どの程度機能しているのか。言葉は悪いですけども，月に1回程度しおらしい顔を出して，あとは遊びほうけているのではなかろうかというように，見えないことから来る不安感というのが大きいのだと思います。そういう意味では，何か改善策はないのかということにつながるのですが，保護観察をやめてしまえという意見は，私は今まで耳にしたことはございません。

○木村少年矯正課長 先生の冒頭のお話で，若年者の刑事裁判のことについても言及がありましたけれども，仮に少年法適用年齢を引き下げて，その上で若年成人層という層を設けて，若年成人層においては，場合によっては保護処分に対応するような措置を採れるという制度を仮定した場合，これも先生に冒頭，少年院の出院者の再入率を踏まえまして，有効に機能しているというお話も頂戴したわけですけども，保護処分に相当する措置の一つの具体的な方策として，その種の若年成人層を少年院等に収容して教育を行うという，そういう選択肢について，必要性ですとか，あるいは有用性について，もしお考えがあればお伺いしたいと思います，いかがでしょうか。

○武内氏 「被害者の多くは成人と同じ刑事処分を望んでいる」という意見を耳にすることもございますが，私は私の実務経験の中でしか意見が申し上げられません。私がサポートしてきた被害者の方から「刑事処分にしてほしい」という強い意見というのは，実は余り聞いたことがないのです。ですから，そのところ，若干私の感覚と，いろいろな少年事件被害者の多くの皆さんとは，ずれがあるのかもしれない。ですから，処遇ということに関していえば，やはり若年成人，例えば20歳，21歳といった者に対して，より更生の可能性の高い処遇を選択するというのは，それ自体が被害者の大きな意思に反するとか，被害感情を逆なでするものではないという感覚を持っております。むしろ，審判に回されてしまうと手続が見えない，公開の法廷でやってくれば，どういう理由でその処分が選択されたかを，自分の目で耳で直接見聞きすることができる，場合によったら，被害者参加制度を使ったり，心情に関する意見陳述を使って，自分もその審理の過程に関わることができるという意味で，手続がオープンでやられるかどうかという点について，私が今まで接してきた被害者の皆さんは，大きな関心を抱いておられたと思っております。

○小川矯正局長 今の木村課長の質問にも関連するんですけども，被害者側からは，審判手続についての不安とか不満を耳にされることがあるということですけども，家庭裁判所で保護処分になった場合であっても，あるいは，逆送になって刑事処分になった場合でも結構なのですけれども，処分が決まった後の処遇の状況について，例えば，少年院でどのように過ごしているのか，あるいは，少年刑務所でどのように服役しているのかというこ

とについて、個々の方で様々だと思うのですけれども、被害者の方、あるいは遺族の方が、どの程度御関心を持たれているのか、どのような点に御関心を持たれることが多いのか、余り御関心を持たれないことも多いのか。その辺りについて、一般的な状況で結構ですので、御存じの範囲で教えていただければと思います。

○武内氏 先ほどの保護観察のところでお話したことともつながりますが、きちんとした処遇を受けているのだろうか、現在、施設でどのように過ごしているのだろうかということについて、関心を持たれる被害者の方は少なくないと思います。保護処分になった場合は、少し私も不勉強でお話できないのですけれども、刑事施設に収容された場合、加害者の処遇状況通知というのを受けることができますので、それについて、通知の申出を希望される被害者は大変多いです。もともと、大体は、今この施設にいるかですとか、どういった作業に従事しているかといった範囲なので、どの程度本人の内省が深まっているかというようなところまでは見えません。そのところが、我々としては、やや歯がゆいところかなと思っております。それから、多くの場合、少年は、少年院であっても少年刑務所であっても、いつかは社会へ帰ってくるケースの方が多いわけですから、いつ帰ってくるのか、帰ってくるとしたときに親元へ戻るのか、どこか別のところへ帰住するのかということを気にされる被害者の方は、やはり多いです。

○太田教授 今いろいろお話が出ておりました点について、情報の公開ということとも関係するかと思いますけれども、先生のお話ですと、やはり被害者の方、御遺族の方にとって、審判などの情報がリアルタイムで伝えられないということについて、非常に不満が多いというお話でした。この点、例えば18歳、19歳の少年審判手続において、これを公開するというような可能性はあるかどうか、仮定の話なので、お答えになりにくいかと思いますがお尋ねしたいと思います。18歳、19歳に対する少年審判手続を残すことで、少年の適正な処分選択ということと、18歳、19歳に対する少年審判手続に限って公開するということは、被害者や国民の要請ということとの比較衡量のような形になると思うのですが、これについての可能性はあると考えるかどうかということをお聞きしたいのが1点です。

それから、被害者参加についてはお話を留保されておりましたので、これも、もし御意見があればということですが、現行の少年審判手続において、現在の被害者通知や記録の閲覧、謄写よりも更に積極的な被害者関与の手続、刑事公判のような被害者参加という形にするかどうかは別としても、例えば質問権のように、今よりももう少し強い被害者参加の形のようなものは何かあり得るのか、もしくは、被害者の方からそういう御要望というものをお聞きになられたことがあるかどうか、これをお聞きさせていただければと思います。

○武内氏 まず、前半の御質問ですけれども、率直に言って、私も今まで余り考えたことがない事柄ですので、本当に今この場でのファーストインプレッションになってしまいますが、被害者の支援を多くやってはおりますけれども、私も少年事件の付添人をやることもあります。そういうバランスを考えたときに、18歳、19歳の審判手続というのを一律に公開するというのは、やはりどちらかという、弊害の方が大きいのではないかと思います。18歳、19歳の事件といっても、例えば窃盗事件ですとか、ごくごく軽微な条例違反に近いような性的な事件に関しては、やはり公開は余りそぐわないのだろうなと思っていま

す。ただ、本当に今の思いつきですけれども、例えば18歳、19歳に関していえば、現行の少年審判傍聴制度が被害者の死亡又は生命重大危険のケースに限っているのを、もう少し広げるといえるのはあり得るのかもしれませんが。例えば、生命重大危険までは至っていないけれども、大きな後遺症が残置するような結果が生じた場合について、18歳、19歳に限っては傍聴を認めるというようなものは、一応あり得るのではないかと今考えています。それから、少年審判に対して、被害者がよりコミットできるような、参加ではないにしても何かということに関していうと、私も審判傍聴をしたときに、これは本当に傍聴しかできませんから、やはり被害者の方からは、自分も少年に質問してみたいというような意見は聞いたことがございます。もっとも、私が審判傍聴を経験したのは1例だけですし、その事件は逆送されて、被害者参加をして、結局、公開の法廷で被告人質問を実施することができましたので、最終的には被害者の意向はかなえられているのですが、やはり少年、あるいはその親権者に対して聞いてみたい、直接尋ねたいというニーズは少なくないと思います。

○白井参事官 ほかに質問のある方がおられましたら、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、武内様、どうもありがとうございました。

(休憩)

○白井参事官 次に御意見をお聞きするのは、被害者支援センターとちぎの和氣みち子様及び認定NPO法人全国被害者支援ネットワークの熊谷明彦様です。和氣様、熊谷様からは、少年を含む若年者に対する処分及び処遇の現状と課題、少年法の適用対象年齢の引下げ、推知報道禁止について、御意見を20分程度お聞きし、その上で質問させていただくという形でヒアリング及び意見交換を行います。

それでは、和氣様、熊谷様、お願いします。

○和氣氏 全国被害者支援ネットワークの理事をしております和氣と申します。本日は、全国被害者支援ネットワーク理事の熊谷先生にも法律関係の方でお手伝いをいただきたく、御出席いただきました。よろしく願いいたします。

私は、公益社団法人被害者支援センターとちぎで事務局長をしております。被害者の方の支援活動に携わっております。それから、2000年に飲酒居眠り運転の職業ドライバーによって私の娘19歳が命を奪われた犯罪被害者でもあります。どうぞよろしく願いいたします。

まず、少年法に関してですけれども、被害者の立場からしますと、加害者たちは、少年法という法律で守られている感じで、非常に二次被害を負っております。でも、声を上げられない被害者がほとんどでございます。私は、被害者の意見を代弁させていただきますが、結論は、18歳未満に引下げということには賛成です。私たち被害者からしますと、加害者が成人であろうが少年であろうが、相手は加害者ですので、年齢は関係ありません。被害者の立場からしますと、一度被害者になってしまうと一生被害者で、被害者をやめることはできないんです。そういうことを考えますと、少年法で、かなり刑罰が軽くなったり、ボールに包まれて相手がよく分からなかったりすることには、非常に不満が多いです。18歳未満に引き下げることについては、抑止力につながると思っております。

被害者の最大の思いは、これ以上被害者を作りたくない、そして、この少年たちに再犯を

してほしくない、その思いが一番強いです。ところが、数日前のマスコミの報道では、再犯率が非常に高いと伺っております。私も、栃木県内の刑務所を全部、矯正教育で回らせていただいていますし、喜連川少年院の方にも伺わせていただいておりますけれども、あの中では皆さん優等生です。膝を突き合わせて受刑者たちの話を聞くんですけども、あの中では非常に優等生だなと、そういうことがすごく感じられます。中には、被害者のお話を聞いて、ちょっと考え方が変わって、それによって、今後の社会復帰に向けて更生し、頑張ろうという加害者も出ておりますけれども、ほとんどの者は、矯正教育だから、まあ話を聞いてあげるかというような態度、そういう者が多いです、ほんの一部分の受刑者だけにしか矯正教育がされていないと思います。全員ではないのです。私たち被害者からしますと、ここをかなり重要視してしまして、犯罪を犯した後、その後はどう社会復帰するか。そういうことが一番大切であって、刑務所の中や少年院の中は職業訓練の場にしないでいただきたい。私の加害者の方も、刑務所の中で、事故を起こしたことに對して全く向き合っていないで、刑務所の中で何も考えていなかったと言われました。これでは被害者は被害回復できません。刑務所の中で、本当に事故、事件に向き合い、そして、しっかりと矯正教育をしていただき、社会復帰に導いてあげる、こういうことが一番大切だと思っています。

それから、ちょっとお話を伺った件があるんですが、学校の先生からです。学校の中で、中学校、高校生だと思いますが、少年たちの中では、今の少年法は非常に罪が軽いから、何をやっても大丈夫なんだというような意識がかなりあるようです。ここの意識を改善していただきたい。それには、中学生、高校生に対して、現在、警察庁と一緒にっております命を大切にす授業ですとか、「生命（いのち）のメッセージ展」として、亡くなった被害者たちの等身大のオブジェを展示して、「命の大切さ・尊さ・重さ」を訴えて、全国を巡回しておりますけれども、こういうものを展開させていただいて、本当に心から自分の罪を認め、社会に復帰するというを是非させていただきたい。心の矯正がされなければ、ただ刑務所の中に何年かいて社会復帰する、これではとても更生にはなりません。出所した後の、被害者への謝罪、償いはほとんどできていません。私の加害者も、3年半服役して満期出所が出てきて、私のところへ来ましたが、本当に反省も何もせずに。あれから12年ぐらい経ちますが、1回も音沙汰ありません。こういうことが現状です。これでは、人として、人間として、いかなるものでしょうか。こういうところもしっかりと教育をしていただかなければ再犯は防げません。ますます凶悪事件が増えるのではないかというような懸念を持っております。

それから、少年関係も、何人か付き添い、それから、支援をさせていただいたことがあります。息子さんを殺害された被害者が家裁に行った際のことですが、殺人事件を起こしているわけですから、被害者としては、少年であれ成人であれ同じなんですね。被害者の心情を家裁の方で加害者に伝えようと思い、意見の陳述の申出を行ったところ、その加害少年と家族は部屋から出ていってしまい、自分の思いを伝えることができなかつた、非常に悔しい思いをされている、そんな方がたくさんいらっしゃいます。そういうことではなく、やはり被害者は、その心情を伝えたいという思いがあります。それから、なぜ殺人を犯したのかという辺りもしっかりと聞いて真実を知りたい。そういうことを被害者たちは申しております。その辺りの、建設的な制度の改善、こういうものをお願いしたいと思っ

ております。それから、栃木県で大変残念な事件がありました。19歳になる警察官が事件を起こしまして、これの事件が家裁に送致されたという記事が載ってございました。警察の方にもじゃんじゃんと抗議の電話が入ったようですけれども、一般市民からしますと、なぜ警察官という要職にありながら、19歳ということで家裁送致なんだと納得いかないです。やはり、それなりの要職に就かれている方や、そういう事件に対しては、一般成人と同じような扱いにさせていただきたいというのが私の意見でございます。

○熊谷氏 引き続き、残りの約10分程度お話しさせていただきます。熊谷でございます。よろしくをお願いします。

今、和氣さんの方から、やや過激にも聞こえるお話がありましたけれども、私たち犯罪被害者の支援をさせていただいている者からしますと、これでも大分抑えてお話をしているというのが現状です。やはり被害者の気持ちというのは、なかなか一言では表せませんし、被害者であることは、一旦被害者になってしまうと一生やめられません。加害者は、成人であれば罪を償い終わったら、もうそれで終わってしまうのかもしれませんが、少年であれば、少年院だとか保護観察が終われば、それで終わってしまっただけで、普通に生活できるかもしれませんが、被害者はそうではありません。一生被害者をやめられません。この思いは強いのです。これが真実なんです。

普段は普通に笑ったり、普通の生活をしていらっしゃる被害者の方もいますけれども、亡くなった方の遺族であれば命日が来るだとか、被害に遭った日が近づくと、そのことが思い出されて、また沈んでしまうだとか、いろいろなことが生涯繰り返されるのです。ですから、犯罪の被害というのは一生消えないものなのだとすることを理解していただきたいと思います。その上で、お時間もありませんので、少年の処遇についてですけれども、私も少年の処遇について、詳しい知識や専門能力を持ち合わせているわけではないのですが、一般に被害者の方の多くの意見をお聞きしますと、保護処分で、少年院に行っている場合には、施設に收容されており、自由が奪われているという意味では、ある程度の制裁的な要素があるんだろうということは、理解をされる方が多いですけれども、やはり一時的に收容されているだけで、出てきたら、その後大した不利益もなく普通に生活するんでしょうとか、結局のところ、中にいるときだけで、出てくれば似たような生活に戻ってしまうのではないのかというふうに、漠然と考えている方が多いようです。

それから、保護観察の方ですけれども、こちらになると、社会内処遇ですから、成人の執行猶予になった場合と同じように、結局は社会に戻って、今までどおりの生活をしていいということなんだろうというふうに考える方が多いと思います。ですから、どちらにしろ、被害者の立場から申し上げますと、納得感は非常に低いか、場合によってはほとんどないというのが現状です。これは、私が保護処分を否定しているわけではなくて、被害者の側から見るとそういうことだということです。そこで、保護処分というのは、今後なくなることはないでしょうから、もっとどのようなことをしているのかということ、被害者の方にいろいろなチャンネルを通じて情報提供していただきたいと思います。特に保護観察の場合には、今、保護司の存在というのは知っている方が多いですけれども、何か漠然としていて、それこそ月1回程度、顔でも合わせていけば、それだけでいいんでしょうみたいな思っている方もいらっしゃいます。具体的にどんなことがなされていて、どんなふうに少年を処遇しているのかについて、情報が少な過ぎて判断ができないというのが、被

害者の置かれている現状ではないかと思えます。

それから、和氣さんのお話にもありましたとおり、被害者の立場からすれば、加害者が成人であろうが少年であろうが同じです。特に殺人とか傷害致死とか、重大な性犯罪などの場合については、こういう犯罪を犯してはいけないということは、およそ義務教育程度を修了していれば、分からない方はいらっしゃるはずで。それから、自動車運転における交通事故事例のような場合、私たちは、交通事故というより、交通犯罪と普通申し上げているんですけれども、他人の生命、身体に侵害を及ぼす危険なもの、走る凶器ですよ。そういうものであることを分かっている、ライセンスを取った上で運転しているのに、いざ罪を犯してしまったときには、少年であるが故に非常に罪が軽くなったり、あるいは罪に問われなくなります。被害者にとっては、運転している人が、加害者が少年かどうかなんて関係ないですので、ここにはもう言葉にならないほどの、持っていき場のない気持ちとか怒りとか、そういうものがあるのです。ですから、やってはいけないこと、誰でも分かるようなことをやったとか、危険なことを分かっている行っている場合には、少なくとも、成人であれ少年であれ、同じ責任をとってしかるべきではないかというのが私たちの偽らざる考え方です。ですから、選挙権が18歳の方に認められるだとか、あるいは18歳以上を民事関係で成人扱いをするということになれば、なお一層、社会的に責任のある行動を自らできるようになるわけですから、当然その範囲では、少なくとも成人と同じように刑事処罰を受けるべきではないかと考えるのは、ごく自然なことだと私は思います。

ですから、18歳以上の方には少年法を原則として適用しないとか、あるいは、刑罰の緩和措置の適用を廃止するという考え方に、私は基本的に賛成です。

このように申し上げますと、非常に過激なことを言っているようにお聞きになるかもしれませんが、私たちがふだん支援させていただいている被害者の方々が受けた被害、そして犯罪というものは、非常に重篤なものが多いから、こういう意見になるのです。その一方で、私は実務家としての立場がありますから、その立場から申し上げますと、少年事件、20歳未満の方が犯す事件の中で、こういう凶悪事件がどのくらいあるかということ、比率的には、正確な数字はちょっと覚えていませんけれども、さほど多くはないという現状もあります。適切な教育機会が与えられれば、恐らく今後犯罪を犯さないで済むのではないかとと思われる人たちも相当数存在しているということは私も認識しています。ですから、18歳以上の少年に対して刑事処罰をするからといって、全ての保護処分も18歳から20歳までの人にはやめてしまえばいいというような極論を言うつもりはないのです。例えば、余り実務的には例がありませんけれども、審判要件と刑事裁判の要件は違いますので、親告罪で告訴が欠如している場合とか処罰条件が欠如しているような場合でも、審判ならばできる場合もあります。そうすれば、悪い方に進む少年を手前で食い止められるチャンスはあるかもしれませんが、嫌疑不十分になっても、ぐ犯が認められる少年をぐ犯で送致する場合もありますので、そのことによって、立ち直りの機会を与えるということもあり得ると思えます。ですから、今ある保護処分が全部不要だというような極論を私は言うつもりはありません。基本的には、先ほど申し上げましたとおり、被害者参加が認められるような犯罪類型ですね。被害者がいて、講学上の自然犯と言われるような犯罪類型か、またはそれに近いもので、やってはいけないということは普通の人なら誰でも分かるとか、危険であることは誰でも分かるということをする人に限って、そういう犯罪類型に

限っては、18歳であれば、成人どおりに処罰をしてもいいだろうということです。これを原則として、ただ、事件によっては、そこまでの罪にならない事件もありますから、そういうものであるとか、あるいは被害者参加ができるような事件であっても、特別な事情で、やはり刑事処罰は相当でないと思われるようなものについては、今までの保護処分の制度を残しておくということも、私は十分に意味があると思っています。

和氣さんがおっしゃったのは、私も冒頭で申し上げたとおり、非常に重篤な被害者の場合ですよね。普通ならばあり得ないような犯罪が少年によって行われた場合、こういう場合は成人と同様に扱っていくのが、選挙権だとか民法だとか他の法律との兼ね合いでも、いいのではないかと思います。

大体お時間が来ましたので、今の少年法をどんなふうにしたらいいかとか、細かいことも少し考えてきたんですけれども、質問等をお受けする中でお答えする機会があればお答えしたいと思います。ひとまずここまでにさせていただきます。ありがとうございました。

○白井参事官 ありがとうございました。

それでは、質問に移りたいと思います。質問のある方は挙手をお願いします。

○小川矯正局長 今日是非常に耳の痛い話も聞かせていただきまして、とても参考になると思っております。施設の中での受刑者とか被収容者に対する改善指導ということは、非常に大事だと我々は思っております、特に被害者の視点を理解する教育ということに力を入れているところでございます。和氣先生にも大変御協力をいただいているところでございますけれども、少年施設におきましてもやっておりますし、成人施設におきましても、特別改善指導ということで取り組んでいるわけでございます。それでも、その場限りの優等生で終わってしまっているのではないかという非常に耳の痛い御指摘でございました。我々も、何とか被害者の立場とか視点に向き合わせたいというふうに思っているわけでございますけれども、18歳、19歳の少年をどういうふうに扱うのかについて、仮に、少年院で十分なことができていないから成人扱いするといっても、やはり刑務所においても同じであれば、結局何の改善にもならないわけです。そうすると、少年か成人かは別にしまして、施設の中で更にどういふことをすればいいのかということについて、具体的なお考えがありましたらお伺いしたいというのが1点でございます。

○和氣氏 少年院では、全体で何百名という少年に対してお話をする機会がありますので、直接お一人お一人の意見というのは聞けないんですけれども、刑務所ですと喜連川社会復帰促進センターでは、小学館集英社プロダクションと一緒にプログラムを組んで、被害者の視点を大体10名前後の受刑者と一緒にお話をさせていただくことが多いのです。その時点で、自分が今後どうしたらいいかというところで悩んでいる受刑者をピックアップして、教育の対象に選んでいるというのが現状のようです。ただ、受刑者もいろいろでして、やはり人間ですから一人一人違うわけです。矯正教育に携わる被害者も、そのときだけ講話に行くものですから、心情や現状の全部を伝え切れていませんから、その後刑務所内での教育がどのように行われているか把握できないところがありまして、そこが非常に歯がゆいんです。私たち被害者が改善指導に携わる上でお願いしたいことは、やはり刑務所に携わっている職員の方々の教育からお願いしたいということです。以前に矯正局の方でお話をさせていただいたことがありまして、少しは改善されたのかなと思いますけれども、被害者が行っても、職員の方から「余りきついことを言わないでください」などと言われる

ことがまだまだあります。あと、少し対応に問題があると思う刑務所があります。私たちは外部講師として行くわけですから、教育の担当者がずっと付き添って、受刑者のいるところ、つまり受刑者の教育の場所まで連れて行ったり、終わったら、やはり教育の場所から誘導して出てくるのが当たり前かなと思います。けれども、ある刑務所では、それを刑務官にお願いして、私を誘導して行き、教育が終われば勝手に帰って下さいみたいな状態にあり、これにはちょっと、かなり問題があるのではないかと考えております。外部講師が行くのですから、やはりそれなりの、何と申しますか、誘導ですとか待遇ですとか、あるかと思えます。それができていない刑務所がございまして、それは問題改善をお願いしたいと思っております。そういうところから、やはり教育に携わる刑務官ですとか、そういう職員の方にも、やはり被害者支援の視点というものをよく勉強していただきたいというのが私の意見になります。

○**小川矯正局長** そうしますと、施設内での改善指導について、まだまだ取り組むべきところがあるという御指摘だと理解いたしました。少年施設と刑事施設を比較してみた場合に、私の印象では、どちらかという少年施設の方が、きめ細かなといえますか、少年の背景に立ち入った、踏み込んだ指導をしているのかなと思っております。被害者について理解をさせる教育という観点でも、むしろ少年施設の方が手厚くと言いますか、きめ細かくやっているのではなからうかと思っておりますけれども、それについての御印象とか、御認識をお聞かせいただければと思います。

○**和氣氏** ちょっと辛口になりますけれども、どのような教育をされているのか、少年院内教育が逆に見えないのです。よく少年院の教官の方々は、ここにいる子たちは本当にいい子たちなんですよとおっしゃいます。ただ、少年院の中にいるときだけがいい子で、家庭に戻ると家庭環境や生活環境、友人との関わり方等で、また元に戻って再犯をするという少年が多いということをよく伺うのです。もう少し少年院の中でも、きめ細やかというよりも、被害者の心情を理解するというか、人の命を奪ってはいけないとか傷つけたらいけないという人間として根本的なところの教育が、私たちからすると、少年たちの心に届いていないという気はいたします。

○**加藤刑事法制管理官** 熊谷先生のお話の中で、少年事件について、特に重大凶悪な事件の被害者の方々からは、処分に対する納得感が薄いことがあるのではないかと、少年院に行っても、身柄が拘束される処分ではあるけれども、出れば元に戻ってしまうし、保護観察も、社会内に置かれる処分であるからであるというお話がございました。一方、刑事事件で処分を受けたにしても、早期に、あるいは、一定の期間服役した後、社会に戻るといった者もおります。それでも、少年院あるいは少年の保護処分に関して、相対的に被害者の方々の納得感が薄いというのは、先ほどから御指摘があるような、処遇の内容等が見えていないというところに大きな理由があるというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○**熊谷氏** そうですね、まず、少年の場合には、先ほど申し上げましたとおり、どういう処遇が行われているかが全く見えないというのも大きい理由であります。それ以外にも、やはり被害者が手続に参加できる場合が非常に少ないので、手続の参加を希望する方とか意見を直接述べたいという方にとっては、少年審判の場合だと、ほとんど何もできなかったに等しいという思いの方がたくさんいらっしゃいます。意見陳述も法律上はできるようになっていますが、和氣さんからお話があったとおり、やはり伝わるか伝わらないかは分から

ないけれども、少年に聞いてほしいのです。少年の前で言いたいということがかなわないということであれば、少年に伝わらないのであれば、これはやはり、極論すれば、やらなかったのに等しいぐらいの効果しかないのです。ですから、少年審判には参加ができないと言われるのです。成人の刑事事件でも、参加したからといって、判決が納得できないことは多々あるのですけれども、それでも、手続の中で言いたいことを発言できたとか、やれるだけはやりましたというような一定の達成感、残念だったけれどもここまではできたというようなことを語っていただいて、それから少し落ちつきを取り戻す被害者の方が少なくないんですが、少年審判の場合には、そのチャンスすらほとんどないということなのです。ここが大きいのではないかと思います。確かに、そのほかにも、刑罰で前科が付く、付かないとか、そういう部分もありますけれども、むしろそういうところよりも、根本的な部分は、今申し上げたとおりに、自分が全く関与できないとか、知らないところで行われているとか、そういうところが大きいのではないかという気がします。

○片岡保護局長 先ほど保護処分の中で、少年院へ行く場合には施設内に入っているから、それなりの処遇を受けているのだろうという一方で、少年院に行かない保護観察、1号観察と我々が言っている方ですが、1号観察の透明性も含め、処遇の内容が見えにくい点も含め、今のままでいいのだろうかという疑問と、かといって廃止ということではなくて、やはり18歳、19歳が成人ということになっても、保護処分というのは全く廃止ということではなくて、何らか残す方で考えるというような御意見がありました。今の制度で18歳、19歳が成人ということになれば、今の1号観察の事例では、起訴されたら執行猶予あるいは罰金、とにかく有罪になります。保護処分は、今さら詳しく申し上げるまでもなく、少年の改善、更生に軸足を置き、あるいは、ほとんどそれが主たる目的でありますので、刑罰とはやはり概念的にも目的も違います。そう考えれば、被害者のお立場からすれば、起訴猶予、不起訴はともかく、18歳、19歳で、今まで1号観察になっていたような事件が起訴されて、仮に実刑ではなくて執行猶予、あるいは、たとえ罰金になっても、有罪は有罪で、刑事手続としてそれで完遂するわけですから、被害者のお気持ちとしてはそちらの選択をしたい、つまり、保護処分ではなくて、むしろ刑事処分が望ましいというような御意見はないのでしょうか。あえて保護処分も考えた方がいいのではないかとおっしゃったその保護処分、特に保護観察について、積極的な何かお気持ちがあれば、それも伺いしたいなと思っております。

○熊谷氏 私が申し上げたのは、被害者がいらっしゃって、しかも犯罪が重大事案であるとか凶悪事案のような場合には、やはり刑事処分を望むということです。そのような事案であれば、少年法上の保護処分というのは望まないという被害者が圧倒的に多いだろうと思います。ただ、保護処分を残した方がいいと申し上げたのは、18歳、19歳までの少年の犯罪のうち、凶悪犯罪と言われるものがどのぐらいあるかということ、決して全部がそうだというわけではなく、むしろごく一部ですので、比較的軽微な犯罪を犯した18歳、19歳の人たちについては、従前の保護処分を活用することによって、将来犯罪を犯さないで、しかもスティグマを回避しながら、再社会化を促進するということが十分に考えられているのではないかとこの観点から申し上げたものです。やはり和氣さんがおっしゃっていたような、私たちがふだんイメージしている重大事案の被害者の場合には、刑事処分を選択すべきということが被害者の気持ち、ほとんどの方がそうだというふうに理解していいと

思います。

○川出教授 今のお話の中にあつた、選挙権年齢や民法の成人年齢が18歳に下がった場合に、18歳、19歳の者については、重大事件は成人と同様に扱うべきだけれども、それ以外の事件については保護処分を残すということの意味についてお伺いしたいと思います。これは、18歳、19歳は少年法の適用対象から外した上で、重大事件ではない部分については保護処分の適用を認めるという御趣旨なのか、それとも、18歳、19歳も少年法の適用対象として残した上で、重大事件については、原則逆送ではなくて、例えば、必ず刑事処分に付すというような仕組みを考えられているのでしょうか。

○熊谷氏 私は、今ちょうど御指摘いただいた点について、昨日もいろいろ考えていたのですが、被害者支援の立場からすると、重大凶悪事件の18歳、19歳までの少年に関して、刑事処分を受けて適正な処分をしてもらえるということが重要なのであって、少年法の枠組みの中でやるのか外に出すのかは、その後の問題で、言ってみれば技術的な問題ということになるのだと思います。私が考えているのは、今の少年法の大枠を変えなくても、例えば少年法42条で、検察官の原則全件送致の規定がありますが、今はこの例外は逆送の場合しかありませんけれども、この中に、例えば、犯行時18歳以上の場合であつて、かつ公訴を提起する処分を行った場合というものをに入れて、18歳以上の者については全件送致主義の例外として、検察官が一義的に処分が決められる、公訴を提起した場合は刑事裁判をやればいいし、提起しなかった場合は家裁送致をすればよいということにすることも立法的には可能ではないかと思ひます。さらに、被害者参加ができるような、被害者が顕在化している重大事件については、犯罪の嫌疑があると思料するときは原則公訴を提起するとした上で、ただ、事情によって、例えば起訴便宜、刑事訴訟法248条に該当するような事情などがあつて、例外的な場合にはこの限りではないとか、16歳以上の者についての逆送のときにもそのような規定が書いてありますけれども、そういう条文を置いて、形式的に処分を決めるのではなく、具体的妥当性も図るようにするとか、そのようなことを考えれば、今の少年法を完全に破壊するとか、18歳、19歳を別枠で考えるということをしなくても、結構柔軟に運用ができて、今までの良さも生かせるし、重大な事件では被害者の要望というのも十分にいかしていくことができ、調和がとれるのではないかと私は考えています。

○川出教授 そうしますと、被害者の方のお気持ちとしては、民法の成年年齢が18歳に下がれば、刑事事件との関係でも、基本的には成人として扱うべきだということまでは、必ずしも持っていらっしゃらないということでしょうか。

○熊谷氏 そうですね、被害者の方もいろいろいらっしゃいますので、法学部出身の被害者の方であれば、そういうことを考える方もいらっしゃると思いますけれども、専門や学歴は多様ですから、被害者の方々がどこまで具体的に考えていらっしゃるかは分かりませんが、先ほど申し上げたとおり、重大な事件の場合には、人を殺してはいけないことは子どもでも分かるでしょうと、そんなことをしたら、最悪死刑になるぐらい覚悟しなければいけないのではないですかとか、もう一人前の社会人で、車も運転していれば、大人と同じでしょうとか、そういう感覚が非常に多いのです。一般の方々でも、こういう感覚を持っている方は多いのではないかと思うんです。とすれば、民法上も成人で、自分で契約もできて、自分で生活する上で何でもできるのだったら、それは刑罰も当然受けるべきでしょ

う、義務も負うべきでしょうと考えるべきではないかと思います。和氣さんはいかがですか。

○和氣氏 私の方は法律的なことは分かりませんが、とにかく被害者の立場からしますと、これ以上被害者が生まれない社会を作ることが重要だと思います。再犯が起こることとは、また被害者が生まれることなのです。ここを絶対に防ぎたい。加害者たちも大切な命を持って生きているわけですから、この命を大切にさせていただいて、しっかりと刑務所の中で事件、事故に向き合い、それを検証し、その後自分がどう生きていくか、この辺をしっかりと刑務所の中で教育していただき、社会に復帰させてもらいたいというのが私たちの意見です。

○太田教授 和氣さんのお話でも、熊谷さんのお話でも、刑務所や少年院を出たら、それきり普通の生活に戻っているだけではないかというお話がございました。それとの関わりで、まず1点お聞きしたいのは、少年院の場合には仮退院という制度があります。それから、刑務所の場合は仮釈放という制度がありますが、御遺族の立場から見て、これらの制度について、どういうふうな感想をお持ちなのかというのをまずお聞きしたいというのが1点です。

それから、少年院でも刑務所でも、中で何が行われているのかが分からないというお話がございました。加害者処遇の通知制度というのがありますが、これまでのものは非常に形式的な内容しか通知をしてきませんでした。例えば制限の緩和で、何類だったか何級だったか忘れまじけれども、幾つだとか、少年院であれば何級にいますとかです。私もその通知制度の書面を見せていただいたことがあるのですけれども、やはりもう少し、どういう処遇をしていて、少年はそれに対してどういうふうな反応をしているのかとかという具体的なことを被害者の方には得たいのではないかなというようにも思います。ただ、中には、被害者の方にとって非常に厳しい内容もあると思います。例えば、少年が非常に不安定になっていて、処遇を受け付けないとか、反抗的になっているとかいう話です。それから、今、懲罰に対しては、被害者の方に通知することになりましたけれども、例えば懲罰を繰り返しているというようなものもありますが、そういう、被害者の方にとってはあまり知りたくない事柄について、それでも、何も知らされないよりはいいというふうに考えればいいのでしょうか。そういうことも含めて、加害者情報についての情報の提供の在り方について、何か御意見があれば、お聞きしたいということでございます。

○和氣氏 簡単に説明はできないのですけれども、私のところの加害者には、今から15年前ですので、心情伝達という制度がありませんでした。仮釈放審理をしますので被害者の意見を聞きたいという連絡が、埼玉県にある関東地方更生保護委員会からアンケートのような形で来ました。私はそのことに関して全く知識がありませんでしたから、激怒いたしました。なぜこんな悪質な加害者に対して、仮釈放の審理なんかするのだと。被害者からすると、満期出所が当たり前というふうに思っていましたけれども、仮釈放をする理由が分からないため、3人の職員に来ていただき、私たちの心情をこんこんと説明しました。その方々は、これを持ち帰って、法務省の方に持ち上げて対応しますということでした。平成19年に被害者通知制度や心情伝達という制度ができたかと思います。私たちはきっと声をすくっていたのだなと思って、非常に有り難く思っているところです。ただ、飲酒運転ですと、出所しても、また再犯のおそれがある者がかなり出ると思います。そう

いう場合には、仮釈放させて、保護観察の中で飲酒運転の再犯をしないように教育をしつかりとやっていただきたいという思いもあるのですが、これは被害者それぞれですので、それぞれの被害者の意見を聞いてください。これは私だけの意見として発言いたしました。

○**太田教授** 少年院とか刑務所の中での処遇状況について、もう少し詳しい内容を伝えてもらうということについてはどうお考えでしょうか。その中には、ひょっとしたら、被害者の方が知った場合には、つらい内容も入っているかもしれないんですけども、それについてはどうお考えでしょうか。

○**和氣氏** 最近、殺人事件の被害者が「被害者等通知制度」を利用し、手続をしたいとセンターに相談され、処遇状況を知らせていただく、その手続の手伝いをさせていただいたことがあります。事件、事故から間もない時期は、そんなことを考える余裕もない、被害者は生きていくのが精いっぱいですから、何年かたった時点で、そういうことを知りたくなるということがあります。これも被害者それぞれですので、聞きたくないという方もいらっしゃるし、聞きたいという方もいらっしゃる。ただ、そういう制度があれば、使われる被害者はたくさんいらっしゃると思います。

○**宮田参事官** 最初の熊谷様の御発言の中で、提言をお持ちくださったとおっしゃっていましたが、もしおっしゃり足りないところがあればお願いしたいと思います。

○**熊谷氏** 先ほど、提言というか、法律をどう改正したら私の述べていることが実現できるだろうかということ考えてきたものというのは、川出先生から質問のあったところに回答させていただいたところがその骨子です。

あと、記事等に掲載される場合ですかね、少年法61条の問題もあったかと思うんですが、これもいろいろな問題があることは承知しておりますけれども、やはり18歳以上で、少なくとも正式裁判になったような場合には、適用除外というのがいいのではないかと思います。そこに至らない場合には、確かに少年の立ち直り、18歳が少年ではなくても、若年者の立ち直りということも配慮するということもあり得るかなというふうに思っております。また、もし18歳以上を少年法の枠組みから全部出してしまうのであれば、例えば、今法律は変わりましたが、更生緊急保護の制度を少し手直しして、起訴猶予とか罰金のとき、特に起訴猶予のときに、更生緊急保護を受けることを条件とする起訴猶予にすることとし、それを、きちんと受けられないような場合には、再起することがあり得るといような措置を考えるということもあり得ると思います。ただ、それをやるためには、もう少し条文をよく詰めてみないといけませんし、やるといっても、現行法では保護観察所長さんが不必要と言ってしまうと終わってしまうので、その辺の細かい条文のテクニック等は、まだこれから考えなければいけないと思いますけれども、そういう措置を講ずることによって、今ある人的資源をさほど増やすことなく、効率的にやっていく道はいろいろあるのではないかと考えております。ちょっと長くなるので、また機会がありましたら、是非皆さんにお話しさせていただきたいと思います。

○**白井参事官** 和氣様、熊谷様、どうもありがとうございました。

(休憩)

○**白井参事官** それでは、時間になりましたので再開します。

次に御意見をお聞きするのは、少年犯罪被害者当事者の会の武るり子様及び澤田美代子様です。武様、澤田様からは、少年を含む若年者に対する処分や処遇の現状と課題、少年法

の適用対象年齢の引下げ，推知報道の禁止についての御意見を20分程度お聞きし，その上で幾つか質問させていただくという形でヒアリング及び意見交換を行います。

それでは，武様，澤田様，お願いいたします。

○武氏 こんにちは。今日，このような勉強会に私たちを呼んでくださったこと，本当に心から感謝をしています。

私たちは専門家ではありません。専門のことをすごく勉強してきたわけでもないのです。ただ，子どもが少年犯罪で命を奪われました。そのことは間違いのないのです。では，私たちにできることは何だろうと考えたときに，経験をお話ししていこうと思いました。

私は，息子が今から19年前に命を奪われ，翌年に会を作ってもう18年になります。今日は正直に，言葉も作らず，飾らず，そのままの気持ちというか，経験をお話ししたいと思います。時には間違った言葉を使うことがあるかもしれませんが，そのときは教えてください。今日は自分も勉強するつもりで参りました。どうぞよろしくお願い致します。

澤田さんは，加害少年が19歳だったので，いろいろな経験をされています。今日は，まずその話をしてもらいたいと思います。お願いします。

○澤田氏 澤田美代子と申します。よろしくお願ひいたします。

私も，こんな事件に遭う前は本当に一人の主婦でした。子どもを育てて，ただただ生活に追われている一主婦でした。自分の子どもが犯罪被害に遭う，そういうことなど考えもしていませんでした。それが，息子が19歳の少年によって，車を凶器として命を奪われ，7年余り過ぎました。7年前の今頃，記録の閲覧，コピー，それをとって，弁護士さんから，これを読んでください，これを読まなければ少年審判を傍聴することはできません，もう一度傷つきますが読んでくださいと言われて，持ち帰った日，それは12月17日でした。事件から1か月半後，理解ある弁護士さんと出会えたことで，当時施行されて間もない制度で少年審判の傍聴をしました。私は，被害に遭って息子を失って，本当に喪失感でいっぱいでしたが，本当に弁護士さんたちの指導，それから励ましがあって，傍聴することができました。その19歳の加害少年は，幾らかでも反省している様子が見られるか，そういう思いでその場に臨みましたが，全くその様子はありませんでした。また，私たち被害者遺族は，鉛筆と，それからメモ用紙を渡されて，鉛筆の音をさせないように静かにしてくださいと調査官の方から注意を受けてその場に臨んだ，そういうことが思い出されます。そして，半年後，被害者参加制度を利用して刑事裁判に参加しました。少年は，刑務官5人が取り押さえなければならぬほど暴れたこともあります。その少年は，弁護人からの質問，それから，証人からの言葉で暴れました。私たちは，始まったばかりの被害者参加制度ですので，緊張していましたが，でもちゃんとしなければと，そういう思いで，法廷に入りました。判決は5年以上10年以下の不定期懲役刑でした。法廷で暴れて暴言を吐いても，少年法によって，それだけの刑でした。そして，法廷の中で，「父親がいたらまた俺はでかいことをする。」と何度も言いました。被害者遺族がそこにいるということなど，全くそういったことを考えないものでした。この少年は，免許も取り，そして，父親の下で仕事をしていました。原因としては，父親から逃れたい，そういう思いで，初めは，青森の方に家出をし，無銭飲食で捕まり補導されて，そのときに青森の少年鑑別所の方が少年院送致相当という意見書をつけたけれども，父親の元に戻されました。私は裁判の準備をしていく中で，加害少年が殺人を犯すという最悪の結果に至るまでに，適正な

判断がその都度されていたなら事件は食い止めることができた、その思いがどんどん強くなっていきました。中学生の頃から重ねていた非行、遊び仲間も同様に非行歴があり、仲間の中で、「保護観外れた」とか、そういった言葉が日常的に飛び交っていたようです。うちの事件の前、その地域で、この加害少年の知り合いが被害者、そして加害者となった殺人事件も起きていました。息子が命を奪われてしまった事件では、加害少年は保護観察中でした。先ほど言った、最初の家庭裁判所での審判では、父親の元に帰りたくないと言っていた少年に対して、保護観察としたのです。私たちの気持ちとしては、やはり判断が間違っていた、なぜ父親の元に帰したのか、そういう思いです。そして、自動車教習所に通った際も、粗暴性、凶暴、そういった性格の適性についての判断も教習所ではされません。それは最悪の判断であったのに、何回か試験を受けているうちに免許を手にしてしまいました。すぐに交通事故を起こしましたが、そのときは父親がもみ消すように相手に謝罪に行ったりしたことで明らかにはなりません。いろいろな公的機関で、この少年と家庭とのそういう環境を配慮して、性格、状況も考えて対応がされなかった。私は、加害少年に保護司さんをつけていた保護観察所にも、弁護士さんに付き添っていただいて、どうだったかということを知りたくて行きましたが、「少年はちゃんとやっていたよ」、そういう答えしか返ってきませんでした。どんな報告がされていたのか、「ちゃんとやっていた」ということはどんな報告書だったのかは分かりませんが、こんな殺人事件に至るまでには、何かそういった兆候は現れていたと思います。いろいろなところが早期に対応していたならば事件は防げたのに、本当に被害者遺族としては悔やまれてなりません。少年も重大犯罪の加害者にもならなかった、私の息子は被害者にならなかった、本当にこの7年、そういう思いで来ました。非行の繰り返し、仲間との会話、自分が起こしたことへの大人の対応、やったことに対してどの程度の罰を受けるのか、少年たちの間では学習されていってしまいました。刑事裁判で質問した際に、「少年だから死刑にはならない」と答えていたことなどが、そこに現れていました。そして、民事裁判を起こしたときに、私たちがいる前でも、裁判官に対して、「俺、おとなしくしていたら、あと何年で刑務所を出られるんだ。」、そういったことを平然と言っていました。私たちはまたそこで傷つきました。

少年法の適用対象年齢を18歳未満に引き下げることについてですが、近年、インターネットの普及が本当にあつという間に進歩して行って、子どもたちはそれが当たり前の社会になっています。自由であることがどんどん増えていきます。そういう中で、責任感を持たせる、自分がとった行動においては責任も必ずあるということ、義務を果たすということを今以上に分かるようにするために、私は、18歳未満に引き下げる必要があると思います。2年引き下げることは、これからの子どもたちにとって、また社会においても、本当に意義のあることだと思っています。今年も少年犯罪が幾つか起きています。ふざけ半分の行動で人を傷つけたり、命を脅かす行動をする、それらによって尊い命が奪われるということも本当に頻繁に起きています。取り返しのつかない重大犯罪を起こしてしまっただけから、いろいろな対応をするよりも、少年法を適用する年齢の引下げによって、エスカレートする犯罪を食い止める、再犯を防ぐということに、必ずつながると思っています。少年自身にとっても、その方が、これから先の人生が本当に良い方向に進んでいけるとも思っています。

それから、私は、加害者処遇状況通知を申し出て、それが半年ごとに通知されています。今年4月には当初からの収容場所に、そして、10月の通知には、違うところに収容されていることが記されていました。なぜ収容場所が変わったのか、私たちは知りたくて、検察庁の担当の方に電話をしました。しばらく待たされた結果、分かりません、それが答えでした。どうして移ったのかを知ることは、遺族として、私は、必要というか、大事なことでした。

加害少年は、法廷で、「父親がいたらまたでかいことをする。」と言いました。それを何度も口にしていたその少年が、数年後には必ず出所します。私の場合は、満期で出た場合に、もう無罪放免というか、自由になってしまったら何の手だてもできません。父親は、「俺はもう息子を引き取らない。」、そのようなことも言っていました。そういう少年を、満期で出して、一体どうするのか。あの地域での住民の皆さんの不安もあると思います。私は、「俺がこんなに長く刑務所に入っていたのはあの家族のせいだ。」なんていうふうに逆恨みでもされたらと思うと本当に心配です。

私は、本当に命がこんなに毎日毎日失われていく、そういう社会にとって、子どもたちを健全に育てるには、小さいときからそういった健全に育てることが最も必要であると思うし、もう20歳になったら、やり直しというか、教育というか更生というのは、ちょっと遅いのではないかなと思う、そういう気持ちでいます。本当にまとまりませんが、私の被害者遺族としての気持ちです。もし何らかの不都合な点がありましたら、御容赦いただければと思います。

○武氏 私も少しだけ話したいと思います。

日本は法治国家です。敵討ちは許されません。分かっています。でも、私たち遺族は敵討ちをしたいです。その感情を押し殺して生きなければいけないんです。

私は、遺族の人をたくさん見てきました。最初4家族で始めた会には、現在、死亡事件だけで35家族います。現在、その中で6人の仲間を失いました。私は思ったんです、敵を討ちたかったんです。もちろんしてはいけないことだと分かっています。だったらみんなで話をして訴えていこうと。とにかく、少年法のことが大きかったので、自分たちの経験を言っていこうと思いましたが、その中で6人の仲間を失ったのは、本当にとってもつらかったです。全てが事件のせいとは言いませんが、大きな要因の一つだと私は思うのです。ですから、敵討ちの機会を奪っているのであれば、国が私たちに代わって、法の下でしっかり捜査をしてくださいとお願いしてきました。そして、罪に見合った罰を与えていただきたいのです。私はいつも思うんです、遺族が何かを言っていると、物すごい罰を与えろと言っているようなイメージを作られてしまいます。ぐっところえました。少年事件だから死刑にしてほしいと言っはいけないと分かっていたからです。なので、罪に見合った罰をお願いしますと言ってきたのです。息子の事件は今から19年前でした。それらが全てなかったのです。だから、まず国に絶望しました。何もしてくれないのだと、そして自分を責めました。自分たちは敵討ちもできない情けない親だなど、法律を知らないから何もできないと思ったのです。そして、必死になって声を上げました。私たちが何とか生きる力を取り戻すには、やはり法律、少年法を整えていただきたいのです。特別なことではないと思います。今回は18歳未満に年齢を下げることですが、私は抑止力にもつながると思うのです。私たち遺族は、18歳未満に下げること賛成です。是非していた

だきたいです。19年前、時代に合わない法律だからおかしいと思ったのです。戦後すぐにできた法律がそのままだったのです。今は民法が変わります、選挙権が変わります。そして、調べてみると、子供の権利条約は18歳でした。18歳で区切られているんです。だったら、時代に合うように少年法も18歳未満にさせていただきたいです。それと、よく言われます。18歳、19歳の子でも未熟なのだと、もっと教育が必要なのだというのを言われます。それには保護処分がいいのだということを言われます。言っていることは分かります。でも、未熟という言葉で、そういうことで使ってほしくないと思うんです。何かごまかされているような気になるのです。私は思います。大人になっても、親になっても一生未熟だと思うのです。完璧な人はいないと思うのです。だから、そこで未熟だから、何歳になっても学んだり、いろいろなものを見たり、人の話を聞いたり、いろいろなことをしていきながら、何とか頑張るわけです。だから、私は思います。18歳、19歳の少年と言っても、犯罪を犯した少年の話です。何もしていない少年に言っているわけではないです。そんな子たちに未熟という言葉を使って保護処分の方が良いと、そういうことは、私はおかしいと思うんです。やはり、自分の犯したことをちゃんと分らせるべきです。国として示すべきだと思うのです。はっきりと、「もうあなたは一人前の大人なのですよ」と、「これだけのことをしたのですよ」と、「これだけのことをしたら、あなたにはこのぐらいの責任がかかるのですよ」ということを、国としてしっかり示していただきたいです。

遺族はその後に、民事裁判を起こしたり、いろいろなことをするのですが、やはり遺族がすることには限りがあります。だから、国として、ちゃんと認定というか、ちゃんとそれを示していただきたいのです。それから、もし、教育が必要だというのであれば、少年刑務所でちゃんと徹底していただきたいです。私は思います。少年刑務所がいいのか、少年院がいいのか分かりません。少年院の教官の人たち、少年刑務所の教官の人たちがしっかり教育してほしいです。頑張ってください。人数が足りないとも聞いています。では人数を増やしてください。そして、きめ細やかな教育を一人一人にしてほしいです。私たち、会としては、これ以上、子どもたちを被害者にも加害者にもしたくないと掲げています。もちろんそうです。私たちのような思いは絶対してはいけないからです。ですけれども、私たちの根本にあるのは、きれいごとではないです。やはり息子の敵を討ちたい。息子の命はそんなに軽いものではなかったということを言いたいのです。それを私たちに代わって国はちゃんと示していただきたいです。

○白井参事官 それでは、質問の方に移りたいと思います。質問のある方は挙手をお願いいたします。

○小川矯正局長 犯罪行為を行った少年について、どう処遇するかということについても御意見をいただきましたけれども、最後の方で、やはりきめ細かい矯正教育をしっかり施してほしいと、少年刑務所であろうが少年院であろうが、というお話をいただきました。少年院でも少年刑務所でもやはり、それぞれの特性に応じたきめ細かい指導といいますか、教育というか、取り組んでいるつもりではありますけれども、どちらかという、やはり少年院の方が、きめ細かい教育なり、特性に応じた教育をしているのかなというふうに思っております。そういった観点で、どちらでどういうふうにするかは別としまして、武さんなり澤田さんの望まれる指導といいますか、処遇というのは、やはり特性に応じたきめ細

かな丁寧な指導ということなのではないでしょうか。それから、もう少しそれについて、こんな指導をしてほしいとか、こんな処遇が必要だということがありましたら、教えていただきたいと思うんですけども。

○澤田氏 先ほど私、言い忘れたのですが、処遇状況通知の中では、正直なところ、加害少年に改善の兆しがほとんどありません。がっかりというより、このまま出所したらという思いが本当に、通知が来る度に思います。

そして、最初の頃は、少年刑務所の中においては、被害者感情理解教育、録音教材等の一般改善指導という、その1行だけで、中の教育のことが書かれていました。しかし、これでは、やはり私たち、一体どういうことをしているのかなということは正直分らない。そして、今回変わったというところでは、一般改善指導、被害者の視点を取り入れた教育、これを読むと、少しは被害者の心情に触れているのかなというのは読み取れますけれども、具体的にもっと、やはり軽い知的障害があった少年は、自分が思いどおりにいかなかったら、すぐ暴力を振るったりという行動に出るかと思います。そういった、ちょっと特異というか、そういう少年に対して、武さんもおっしゃったように、きめ細やかな指導というか、やはり、私たちだけでなく、この少年が社会に出たときに本当に怖いという、そういう思いがするので、もっと詳しい指導の内容というものを知りたいと常々思っていました。そういったことをもっと個別にでも通知していただくと、本当に有り難いと思っています。

○武氏 私が思うのは、少年院がいいのか、少年刑務所がいいのか分かりませんが、やはり少年院というのは期間が短いと感じるのです。私たちの場合は命を奪われた事件です。そんな少年が、本当に数年で、教育をちゃんと受けているのだろうかという疑問があります。まずは期間が短いです。それに、少年院から出てきた少年を見ていると、ほとんどが謝罪はありません。最近では、謝罪に行きなさいという指導があることがあるらしくて、行きなさいと言われて、訳が分からないまま来て、遺族が傷つくということもあります。いろいろな段階があると思うのですけれども、いきなり行くというのは余りいいことではないと思います。それと、私たち被害者の多くが、特に少年犯罪の場合、民事裁判を起こすのですが、その支払いはほとんどされないのが現状です。私たちは、少年院だった反省がないと思っているのではないのです。現状を見ていくうちに、ああ、みんな似ているねと、あなたのところもそうなの、1回、2回払って払わないねと、逃げ得だねということが多いのです。親の責任を認められたとしても、その親も逃げます。だから、そういう現状を見たときに、教育は何をされていたんだろうと思います。もちろん、賠償のことまでできないと言われれば仕方がないですが、人として責任のとり方とか、そういう教育をもっとしていただきたいし、親の教育もしていただきたいです。親も知らない顔をして終わりなのです。それはやはり、何の罰もないということが私が大きいです。逃げ得になっているということがあるので、親の責任をもっと明確にしてほしいです。ごく必要だと思います。私、今思うのです。少年院とか少年刑務所で教育をする前に、出口の話だけをするのではなくて、やはり入口からが大事だと思うのです。少年が事件を起こしたなら、警察の段階から反省を促すようなシステムというのか、そういうふうにならないといけないと思います。反省のないまま、例えば、弁護士さんが付くことが多いわけです。特に、今は範囲も広がりましたので、加害少年に弁護士さんが付くことが多くなっています。それが悪いとは言わないです。でも、私は、人間というのは楽な方がいいんだと感じるので

す。最初は、すごく悪いことをしたと思っていても、ああ、助かると思ったなら、私はそこで反省の機会を奪うのではないかと思うのです。もちろん、被害者に関わっている弁護士さんもおられるので、反省を促すような方もおられるかもしれませんが、なかなかそうは感じられないのです。加害少年は、「ああ、自分は助かるな」と思うと思うのです。私は、入口の段階から、加害少年の反省の場を奪っているのではないかと思うので、入口からが大事だと思うのです。反省を促すような仕組みが必要です。警察の段階でも、家庭裁判所でもそうです。調査官の意識がどこまで変わったかは分かりません。でも、昔は、被害者の視点が全くありませんでした。今は、少し被害者のことを考えなければいけないということで、少しずつは変わってきていると思うのですが、被害者がどう思っているのだとか、どんな苦しみを味わっているとか、そういう発想がなければ、反省を促せないと思うのです。だから、そういったところから順序よく、そして少年院、少年刑務所へ行ったなら、そこでも、やはり教官の方たちが一生懸命教育をしていただきたいです。最近では、よく遺族が少年院に行って話をしています。もちろん、それは悪いことではないと思います。私はいつも思うのですが、遺族が望むのであれば、良いと思います。それを否定するわけではないですが、遺族が話に行ったことで、何か被害者の立場が分かったような錯覚はしないでいただきたいのです。なぜなら、遺族は一人一人みんな違うからです。その人の話したことが全て、みんなに共通するわけではないのです。だから、それを過大解釈しないでいただきたいのです。それよりも私たちであれば、W i L Lという集会を1年に1回行っていきます。自分たちの力で、学生とやっているのです。そういうところにもっと、そういう関わっている人たちが足を運んでいただきたいのです。案内を出したとしても、意識の高い人は来てくださいますが、土曜日、日曜日に開催するので、仕事ではないからということも言われてしまいます。でも、大きく関わることなのです。私たちの抱えている加害者の問題について、みんな話をしてします。それは感情論だけではなくて、みんな正直に真面目に、本当にいろいろなことを考えながら、遠慮しながら話している人も多いです。そういうところに、もっと自分たちの方から、専門家の方たちから足を運んでいただけたなら、もっと何かが変わるのではないかなと思うのです。

○松下刑事課長 処遇状況についての通知を受けていらっしゃるということについて、その内容がいま一つ分かりにくいところがあって、もう少し詳しくということはよく分かったのですがけれども、更に進んで、本人の処遇に何らかの形で関わりたいというようなお考えが、おありなのかどうか、具体的には、例えば加害者と直接話す機会ですとか、あるいは直接でなくても、心情伝達というのはあると思いますけれども、被害者がどう思っているのかということについて直接交流するようなことですか、そういったことに対してのお考えというのは、もちろん人によって違うと思いますけれども、今お話しいただいた澤田様と武様はどのようにお考えかというのをちょっと聞かせていただければと思います。

○武氏 私は経験がないので、そういうものがなかったので言えませんが、会の人の中でそういうものを利用している人がいまして、話を聞くと、やはり直接言いたいという人もいます。それと、処遇状況を聞いているということ公にしているのかという人がいるのです。何かこう遠慮しながらです。ですから、当然の権利だから、加害者の処遇状況を教えてもらって、あなたたち大丈夫なんですよと、そういう気持ちにさせていただきたい。まだ、ものすごく遠慮しながら、そのような情報ももらっていると思うのです。そうでは

なく、そのような情報をもらうことは当然のことですよ、聞いてくださいとというようにしてほしいと思います。やはりもっと詳しく聞きたいとか、もっと加害少年に言いたいということはよく聞きます。

○澤田氏 私は、処遇状況の内容をもっと詳しく知りたいということで、その気持ちが強いです。加害少年に直接話をしてみたい、気持ちを伝えたいというのは、今の段階ではありません。何しろ改善の兆しがほとんどない。処罰も受けて、刑務所の中で、閉居房の中で物を壊すとか、例えばそういったことだと思うのですが、被害者参加した法廷でも本当に目の前で暴れて、5人の刑務官でやっと取り押さえた。その中の一人の刑務官の眼鏡が飛んで壊れたぐらいの、そういう少年の行動を目の前で見て、では直接話をして理解するかというと、それは正直ないと思います。被害者参加した中で、家族5人、主人と私と、あと長男、長女、二女が意見を述べましたけれども、そのときは、やはり暴れて退廷させられてしまったところで私たちの意見陳述だったので、直接私たち遺族の気持ちを伝える場は失われました。そういった状況で、これから少年と向き合うということは、今の時点では考えられません。

○木村少年矯正課長 澤田さんと武さんのお話をお伺いしまして、一つは、犯した罪の大きさとか重さに応じた処分をすべきだと、犯罪の責任の重さに応じた処分をすべきだというお話と、もう一つは、大きな犯罪に至る前に、非行をエスカレートさせて大きな事件を起こす前に、小さい非行から適切に対応すべきではないかと、こういう御意見であったというように受け止めさせていただきました。そこで、仮に少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げたときに、いろいろな御意見の中には、18歳未満に引き下げた上で、18歳、19歳の者たちの犯罪・非行も様々で、非常に重大な事件を起こす者もいれば、一方で大多数は、そうでない、比較的軽い事件を起こす者もおるわけで、そういう比較的軽い事件を起こす者たちには、単純に下げた場合、起訴猶予ですとか執行猶予みたいな形になると、それでは、十分な反省の機会がなくなってしまうのではないかという御意見もあるわけですから、そういう人たちに、今の保護観察の処分ですとか、少年院で教育を受けさせるですとか、そういう道を開くことについては、どのようにお考えでしょうか。

○澤田氏 本当に、テレビ等で非行少年が更生したというのを見て、ああ、こういう人たちが大半なのだとは思いますが。ちゃんと自分のやったことは反省して、立ち直っていくということは必要かなと思います。うちの事件の場合、本当にいろいろな面で特異でしたが、やはり早期に、少年法でも罪を犯したら名前も出るとか、そういったことを周知させていく方が抑止になるかなと私は思っています。軽い罪を犯した18歳、19歳についてはちょっと、どのような方法がいいかというのは、今ここではちょっと、なかなか判断できません。申し訳ありません。

○武氏 私も難しいことだと思うのですが、大人と同じように扱って、その手続をとった後、やはりそういうことが必要だと考えられるのであれば、それも一つの方法だとは思いますが。

○太田教授 先ほどの松下課長からの御質問の中にも、相手方、加害者に対して直接話したいとか言いたいこと、そういう機会があったらいいかという話に対しては、澤田さんの場合は特に、相手が全く反省していないので、やはり怖いこともあるし、直接話したいという気持ちは今はないというお話でしたけれども、保護観察を受けることになった場合、例えば仮釈放になった場合などは、その保護観察中に心情伝達という、間接的に心情を伝え

るという制度は今できているわけですがけれども、相手がそういう状態だと、間接的に自分の心情を伝達するということも躊躇ちゆうちゆうされるという感じでしょうか。相手にそれがうまく伝わらないという場合もあるかもしれませんし、もしくは曲解されとか、もしくは恨みを買うとか、残念ながら、それに対して国は守ってくれるわけではないものですから、直接的にやる仕組みはもちろんありませんし、今そういう御希望はないという、澤田様のケースに関してはそうですけれども、こういった間接的な心情伝達ということも、やはりそういうケースには使いづらいと言いますか、使うという御希望はないということによろしいでしょうか。

○澤田氏 間接的であったらとは思いますが、果たしてどれくらい理解できるかなという点もありますし、少年の父親も、少年を受け入れる態勢も全くないし、今もないし、あの当時からもう少年を引き取らないというような状態で、そういった心情伝達というのをどのようにしたらいいのかも、少年に対してできるものかどうかも分からない。だから、正直難しいですけれども、普通と言ったら語弊がありますけれども、ある程度理解してくれるような少年であれば、それは是非とも利用したいと思いますが、何しろ処遇状況を見ても、全く反省もしていない。そのような少年に伝えてもという気持ちが正直あります。

○太田教授 それとの関係で、お二人への質問ではなくて、保護局にちょっとお伺いしてもよろしいでしょうか。お手持ちの情報にあれば結構ですけれども、仮に、澤田さんの場合に加害者が仮釈放になるかどうかというのは、お聞きする範囲では非常に厳しいといえますか、可能性は低いようにも思われますし、全く反省していないまま仮釈放になるとは思えないのですけれども、例えば知的障害があるとか、仮釈放にはなったけれども、やはり少し問題があるようなケースの場合に、少年の受刑者の場合に、何か心情伝達のようなことをされたケースがあるのかどうか。

毎年心情伝達のケースが非常に少ないので、なぜ少ないのかということも、ちょっと背景としてお聞きしたいところでありますし、そういう御経験があるのかどうかお聞かせ頂けますか。いろいろな受刑者の状況に応じて、被害者支援担当の保護観察官や保護司の方が、心情伝達の文書を作るにもいろいろ御苦労されていて、加害者に伝わる形、響く形での文面を、被害者に協力しながらいろいろ工夫されて作ったりして伝えているというのは、いろいろなどお聞きするのですけれども、実際にこういったようなケースの場合、伝達が行われることがあるのでしょうか。

特に少年事件の場合に、少年の保護観察処分対象者についてはケースがあるのはいろいろ聞いているのですけれども、少年受刑者で仮釈放になった保護観察対象者に対して、こういった伝達をするようなケースは、御記憶の範囲で結構なんですけれども、ありやなしやというようなことをお教えいただければと思います。

○吉田総務課長 手元に詳しい統計はないのですけれども、心情等伝達制度については、平成26年ですと、成人の受刑者も含めて、年間、大体151件伝達をしております。そのうち、保護処分に係るものについては49件ということで、3分の1ぐらいが、保護処分に係るケースについて心情伝達をしているということです。このうち、少年刑務所から仮釈放になった人というような細かな統計はございませんので、それ以上のことは分かりませんが、いずれにいたしましても、心情等伝達をする場合には、保護観察官が被害者の御遺族あるいは被害者の方から懇切に面接をさせていただいて、聴取した内容を、書面にまと

めさせていただいて、被害者の方の御納得を得た上で、これを加害者の面前で読み上げるというのが一般的な方法でございます。当然、その加害者の知的能力でありますとか心情とか、そういったものも踏まえて伝達し、その結果については、被害者の方から御希望があれば、その状況をまた打ち返しをさせていただくという、そんな形で運用させていただいております。

○**太田教授** 聴取が不相当として、聴取をやらないというケースはほとんどないと伺っているのですけれども、相手方の状況を見て、聴取はしたけれども、それを相手に伝達する際の相当性判断で、それをしないというようなことも、実際にケースとしてはあるのでしょうか。公表されているデータでは、一切そういうのが分からないので、その辺りはいかがでしょうか。もし分からなければ、分かる範囲で結構でございます。

○**吉田総務課長** これも平成26年の統計で見ますと、聴取はしたものの伝達をしなかったというケースが年間4件ほどございます。いずれも少年の事件ということですのでけれども、その詳しい理由というか状況については、分かりかねるということでございます。

○**太田教授** 恐らく相手の少年の方の何か事情でということが中心的な理由という可能性が高いでしょうか。

○**吉田総務課長** そこは、事情は分からないということでございます。

○**太田教授** ありがとうございます。

○**武氏** すみません、一つよろしいですか。保護観察になったり仮釈放になるのがどうかという、先ほどの話のときに出たんですが、私たち遺族は、満期まで入ってほしいという願いはあります。でも、仮釈放と保護観察がなければ加害者の情報がもらえないということになっているので、満期で出てしまうと、情報が途切れてしまうわけです。だから、どちらがいいというのは言えないと感ずるのです。満期まで入ってもらいたいというのはみんなが思っていることなのですが、それによって情報が途切れてしまうということについて、もう少し何か考えていただきたいです。それから、一つだけお願いがあります。私はたくさんの学生と関わっています。学生が被害者のことを知りたいと自分から言って来てくれます。一生懸命です。私たちは、本当に助けてもらっているんですが、学生が被害者のことに関わる仕事がしたいと思っても、仕事が余りないのです。そうすると、加害者への矯正教育に関わるとか、加害者側の仕事が圧倒的に多いのです。だから、被害者のための仕事というのを、職業になるように、お給料がもらえるように、何かを考えていただきたいです。若い人たち、すごく情熱を持っている学生たちを、私たちは、本当にたくさん知っているのですが、本当に残念だと思うのです。被害者のことにもっと関わる仕事を作ってください、お願いします。ありがとうございました。

○**白井参事官** それでは、時間の関係もございますので、この辺りで終了させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、武様、澤田様、どうもありがとうございました。

(休憩)

○**白井参事官** それでは、再開をしたいと思っております。

本日の最後は、全国犯罪被害者の会、あすの会の松村恒夫様、高橋正人様及び土師守様です。松村様、高橋様、土師様からは、少年を含む若年者に対する処分及び処遇の現状と課題、少年法の適用対象年齢の引下げ、推知報道禁止について、御意見を20分程度お聞き

し、その上で質問させていただくという形でヒアリング及び意見交換を行います。

配布資料につきましては、お手元に2点ございます。一つは、「少年法適用年齢引き下げに関する意見書」と題する資料及び「少年法の対象年齢引き下げについて」と題する書類でございます。

それでは、松村様、高橋様、土師様、お願いいたします。

○松村氏 代表幹事の松村でございます。今日はお招きいただきましてありがとうございます。

これから20分にわたりまして、あすの会を代表しまして、副代表幹事の高橋弁護士と、それから、神戸連続児童殺傷事件の被害者遺族である土師さんから意見を述べさせていただきますので、よろしく御拝聴のほどお願いいたします。

では、まず土師さんからお願いいたします。

○土師氏 神戸から来ました土師と申します。最初に私の方から意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、少年事件、被害者遺族の立場としてお話をさせていただきたいと思っております。

皆さんもよく御理解されていることと思っておりますけれども、犯罪被害者、遺族にとって、少年法が抱えている非常に大きな問題があります。それは、少年法は加害少年の保護、更生のみを考えた法律であるということです。確かに少年法は、2000年の改正以来、何度か改正されまして、例えば被害者遺族が、家庭裁判所の許可さえあれば審判の傍聴が可能になるなど被害者、被害者遺族に配慮するように改正されてきてはいます。しかしながら、本質的には、加害少年の保護、更生のみを考えた法律であるということについては大きな変化はないと思っています。少年法においては、被害者、被害者遺族には権利と言えるほどのものはないというのは、以前と同様だと思っております。犯罪被害者、遺族にとって、最愛の家族が何歳の人間に命を奪われたか、また、重大な障害を与えられたかということとは、本来関係ないことのはずです。30歳の人間から被害を受けても、また18歳の人間から被害を受けても、14歳の人間から被害を受けても、そのこと自体については、被害者遺族にとっては何の関係もありません。30歳であろうが18歳であろうが14歳であろうが、何歳の人間に被害を受けたからといって、実際に受けた被害については全く同等であって、被害そのものについては何ら差がないからです。しかしながら、現実の世界では、何歳の人間から被害を受けたかで、その後の経過は非常に大きく異なってきます。現行法では、20歳以上では通常の成人における裁判が行われます。しかし、20歳未満では大きく状況が変わってしまいます。加害者が20歳未満であれば、少年法の範疇ほんちゆうに入ってしまうからです。もちろんのことですが、少年法の基本的な精神には私も賛同しており、異を唱えるつもりは全くございません。犯罪を犯した少年の保護、更生を考えることは、非常に重要なことだというふうに考えております。しかしながら、傷害、強姦、傷害致死や殺人などの重大な犯罪と他の軽微なものとを同列に扱うことは、許されることではないというように思っております。多くの軽微な少年犯罪につきましては、少年の保護、更生を第一に考えることは、非常に大事なことだと思います。しかし、少年が犯した犯罪が重大な肉体的及び精神的な後遺症を残すような被害者や、遺族というような形の深刻な被害者を生み出す場合は、考える次元が大きく変わってくるというふうに考えています。このような重大な犯罪においては、少年法の範疇に入るか入らないかの違いは、加害者においても大きなものであるには違いありませんけれども、被害者、被害者遺族にとっては、加

害者にとっての違いよりも更に大きなものであるというように私自身は思っております。重大な犯罪を犯した加害少年にとっては、罪に応じた罰が与えられるわけではなく、成人よりはるかに軽い罰になりますし、そもそも少年院送致は罰とは言えません。被害者、被害者遺族にとって、この違いはどのように影響するでしょうか。被害者、被害者遺族にとっては、加害者が本来受けるべき罰を受けないことで、非常に悔しく惨めな思いにさせられます。さらに、その上に、少年審判は通常の成人の裁判とは異なり、被害者参加制度もありませんから、直接加害者に対しての質問もできませんし、また、十分な情報を得ることもできません。犯罪被害者、遺族の思いとしては、罪に応じた罰を受けてほしいと思っていますし、事件の情報を十分に知りたいと思っています。被害者や被害者遺族が当然抱くそのような思いをむなしくさせるような少年法について、被害当事者はその適用年齢を引き下げしてほしいと願っています。犯罪被害者等基本計画には、刑事司法は社会の秩序を図るという側面とともに犯罪被害者のためにもあると定め、このことは少年事件であっても何ら変わりがないと定めています。少年犯罪事件被害者遺族としては、少年法の適用年齢を考えるに当たっては、事件の最大の当事者である被害者の意向にも十分配慮していただきたいと思っております。

次に、一国民としての意見も述べさせていただきたいと思います。私が少年犯罪被害者としての立場ではなく、日本の国民の一人として言いたい最も重要なことは、権利には責任が伴うということです。権利と責任は表裏一体のものであると考えております。権利は欲しいが責任はとりたくない、そのようなことは許されることではないというふうに思っております。選挙権を18歳に引き下げるということは、国は、18歳になれば十分に責任ある行動をとることができるというように認定したことになると思います。選挙権というものは、国、地方を含めた政治に参加するという非常に重要な権利だと思います。日本という国の現在、将来を考えて、貴重な1票を投票するわけです。そして、自分たちが暮らす地域の暮らしと今後を見据えて、その貴重な1票を投票するわけです。この投票された結果により、日本という国や、そして地方の将来が変わってきます。言うなれば、投票する人たちの考えが、よくも悪くも将来を決めてしまうということです。それほど重要な権利を付与される限り、応分の責任は負う義務が生じるものと考えるのが当然だと思います。当然、少年法の対象年齢についてもしかりだというふうに考えています。選挙権を18歳以上に引き下げるということは、18歳、19歳の人間は、それまでの生育過程において十分な教育を受けており、選挙権を行使するに当たって必要な判断能力を養成しており、十分に責任ある行動ができると、国として認定したことになると思います。そして、権利と責任は表裏一体の関係にあります。責任ある行動ができると国によって認定されている18歳、19歳の人間が重大な犯罪を犯した場合は、当然、成人の事件と同様に扱われるべきであると考えます。責任ある行動ができると判断された人間が、罪を犯したときには少年法という堅牢な傘に守られて、自らが犯した犯罪の責任をとらないということは、許されることではありません。権利には責任が伴うということから考えましても、選挙権が18歳以上に引き下げられたわけですから、必然的に少年法の対象年齢も18歳未満に引き下げられるべきであると、私は日本の国民の一人として考えます。どうもありがとうございます。

○松村氏 続いて、高橋さん、お願いします。

○高橋氏 弁護士の高橋の方からお話しさせていただきます。

基本的には、そこにお配りしていますレジユメを中心に話をしますが、これにちょっとこだわらないで、ざっくばらんにお話しさせていただきたいと思っております。もちろん、皆さん御存じの岡村勲という弁護士がいますけれども、2000年7月でしたか、文藝春秋にこういう手記をしたわけでありまして。素直に言いましょと、犯罪被害者の多くは加害者に対して復讐^{ふくしゅう}をしたいと、そういう気持ちを持っているのは当然であると、人間として自然な心理であると。殺された家族、そのあだ討ちをしたいと、そう考えない遺族はまず誰もいないだろうと書いてありました。もちろん、そんなことを認めたら、近代国家では社会の秩序が乱れてしまいます。だから、自分たちはやらないから、国に代わって制裁してくれと、そう言っているわけなのです。

皆さんも御存じの本村さんの事件がありましたけれども、その本村さんも同じように、死刑にならなければ自分で死刑にしてやると、そう言っていたわけでありまして。ところが、残念なことに、刑法の基本書には応報と書いてあるにもかかわらず、実際の運用はそうはなっていない。この1ページの後半のところですけども、少年による集団リンチで息子を殺されたある被害者の母親は、こう嘆いていました。警察では、少年にも将来がある、少年の更生も考えなければならない。家裁では、親御さんの心情を聞きたいわけではない、ここは事実関係をどうのこうのする、明らかにするところではないと、そう言われたそうです。結局、何が起きたのか、どうして息子が殺されたのかどうでもいいという、そういう扱いだったわけでありまして。被害者の立場からすれば、加害者が何歳であろうと、そんなことは関係ないことです。要するに、殺された娘を、あるいは息子の命を返してほしいと、そう思っているわけなのです。加害者が18歳であろうが、17歳であろうが、あるいは30歳であろうが、この復讐してやりたいという気持ちはみんな持っているわけです。ただ、自分でそれをやったら秩序が乱れるから、国にやってほしいと思っているわけです。2ページ目のところの3行目に、犯罪被害者等基本計画というのが平成17年に閣議決定されました。そこにはこうはっきり書いてくれました。刑事司法は、社会の秩序を図るといふ側面とともに、犯罪被害者のためにもあると。このことは少年事件であっても何ら変わりがないと、そのように言ってくれました。

次に、2番目なんですけど、もちろん被害者遺族も少年の更生ということを否定しているわけではありません。問題は、そういった少年の更生と、あるいは応報感情ないしは社会の秩序維持、この線引きをどこで引くかということだと私は思うのです。具体的に言えば、少年鑑別所による鑑別、あるいは家裁調査官による社会調査、家裁裁判官による保護処分、これを何歳まで受けさせるのがいいか、そういう線引きの問題だと私は思うわけです。あすの会の会員の中には、軽トラックを使って息子さんを殺害された遺族がいます。この事件では、犯行当時19歳の少年が、時速80キロぐらいに加速した上で、自分もけがをしたくないものですから、わざと助手席の方にぶつかるようにハンドル操作をして、前に歩いていた2人の被害者をはね飛ばしたわけでありまして。この加害少年は、仕事上のことで日頃から叱られている父親に対して復讐^{ふくしゅう}をしたい、仕返しをしたいと、人を殺せば父親を困らせることができると、そういったことからはね飛ばしたわけです。警察では、知らない人だから死んでも構わないと、そう言い放ったそうです。また、裁判では、私も正に傍聴していましたけれども、弁護人に殴りかかろうともしていました。二度暴れて、退廷処

分も受けました。でも結局は、少年だということで、判決は5年以上10年以下の不定期刑でした。彼は最後に、陳述ではっきり言っていました。「出所したらまたやってやる。」と、「今度はもっと大きなことをやってやる。」と、そううそぶいていたわけです。私ははっきりそれを聞きました。

最近の事件でいえば、商品の菓子に爪ようじを突き刺すという、そういうことが動画サイトに投稿された事件がありました。この少年は何と言っていたかといったら、18歳以上に少年法の適用は要らない、適用はされないと、そううそぶいていたと報道されています。

さらに、昨年12月には、大学生が、殺してみたい人はたくさんいるとツイッターに投稿して、実行した日には、ついにやったと、そうつぶやいて、高齢者を殺害した事件もありました。

何でもかんでも、どんな罪でも刑罰を科するというのを私たちは言っているわけではないです。やはり凶悪犯罪です。こういう凶悪犯罪については、やはり年齢差別することなく、きちんと処罰をしてほしいと、そう思うわけです。それがやはり社会のコンセンサスではないでしょうか。さらに、社会制度の実態を考えてみても、果たして18歳、19歳に少年法を適用する必要があるのかということに疑問に感じます。両親や学校の教師による監督、こういった健全な指導や教育というのは、実際としては、高校卒業までというのが社会的な実態です。大学に入れば、それはもう学問的研究活動の場でありますから、日常的な監督はしませんし、あるいは親の手も離れます。いわんや高校卒業、一社会人になれば、100パーセント社会的な責任を問われるわけです。そういったことを考えますと、大体高校を卒業するぐらいの年齢辺りで少年法の適用をやめた方がいいのではないかと私は考えております。

さらに、他の法令との整合性です。今、18歳以上に選挙権を与えると、そういう話が出ていますけれども、大人だから選挙権を与えるわけで、子どもに選挙権を与えるわけではありません。18歳、大人ということで選挙権を与えておきながら、責任については少年法で甘く処分するというのでは、私はつじつまが合わないと思います。

さらには、一般刑務所の矯正教育です。日弁連は平成27年2月20日の意見書の中で、刑務所よりも家庭裁判所の保護処分の方が更生可能性が高いと言っていますが、では、そんなことであれば、18歳、19歳に限らず、30歳、50歳でも全て家庭裁判所の保護処分にすればいいのではないかと、そう思います。一般の刑務所でも当然、矯正教育は行われております。刑務所では18歳、19歳では更生が期待できないかのような、そういった論調というのは私には理解できません。もし一般の刑務所で更生が難しいというのであれば、それは刑務所の在り方の問題だと私は思います。少年法適用年齢の引下げについては、このような考えを持っています。

次に、適用年齢の引下げとはちょっと離れまして、少年の更生ということについて考えてみたいと思っております。

実は私は、平成8年に司法試験に合格して、平成10年に東京地裁で修習を受けました。もちろん家庭裁判所の修習もありました。当時は2年間の研修期間でしたから、家裁は10日間ぐらいありました。そこで私はこのように発言しました。もちろん殺人事件です。「加害少年を被害者の告別式にきちんと参列させるべきだ」と、私は申し上げました。そこにいた教官を含めて、修習生も含めて、全員に私は笑われました。平成10年のことで

す。平成14年、私は、あすの会の海外調査に同行させていただきました。一番最初に行ったのがドイツであります。また、ドイツの白い輪、ヴァイサーリングで、同じ質問を私はいたしました。そうしたら、少し間を置いてから、また笑われました。でも、笑った理由を聞きました。正反対でした。「あんたは何でそんなばかみたいな質問をするんだ」と、そういう笑いでした。「そんなもの、加害少年にきちんと告別式に参列させたり、あるいは被害者ときちんと合わせて罪と向き合わせなければ、更生なんかできないではないか」、そう言うておりました。私はそのとおりでと思いました。平成14年のことです。平成14年には、ドイツでは、成人について被害者参加制度はもう30年ぐらいの歴史がありました。その2年後の平成16年に、もう一度、被害者補償でドイツに調査に行ったことがありました。そこで聞きました。少年事件についても被害者参加制度を導入したと言っていました。私は、少年の更生を考えるのであれば、罪と向き合わなければいけない、ところが、今の更生というのは、罪と向き合うイコール、何か分からないけれども、抽象的な罪に向き合わせるだけで、現実の被害者と対峙させていないと思うのです。それをきちんと対峙させることで、初めて更生の一步になるのではないのでしょうか。

私は、そういった意味でも、今の少年審判の傍聴では不十分だと思います。意見陳述も、裁判官によっては、加害少年の前で意見陳述することを止める裁判官もいます。あるいは、裁判官によっては、意見陳述書を書面で出してくださいということを事実上、言ってくる人もいます。とんでもない話です。ちゃんと加害少年の前で、加害少年に面と向かって意見陳述させるべきだと私は思います。できれば法律も改正して、被害者参加ということも、少年事件についても実現してほしいと私は思っております。

○白井参事官 ありがとうございます。

それでは、質問に移りたいと思います。質問のある方は挙手をお願いいたします。

○加藤刑事法制管理官 本日、ほかの御発言者からも御意見を伺っていて、共通しているのではないかというふう感じたのは、重大な事件と軽い事件とは同じに考えるべきではないという点です。重大な事件については、少年であっても責任を明らかにするという考え方が必要なのではないかというお考えが複数聞かれ、ただ今お二方からも同じ御意見を伺ったのではないかと認識しています。そして、この点に関しては、平成12年の少年法の改正の際に、いわゆる原則逆送制度が導入されて、故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた罪の事件については、基本的には逆送となり、刑事処分になるという制度が導入されております。そういう意味では、その類型の事件については、差異化が図られているのが現状だと考えられますが、この制度に対する御評価と、現状等について御知見があれば伺わせてください。さらに、重大事件と軽微な事件について分けて考えるべきだという場合、制度上どういった点について、更に検討が必要であるかといった点について御知見があれば、伺わせていただけますでしょうか。

○土師氏 先ほどもお話しさせていただきましたけれども、命を奪った場合の事件ですよね。ただ、実際それだけではなくて、重大な障害を残すような場合というのはものすごく多いと思うのです。肉体的にも当然そうですし、精神的な障害というのも非常に、外からは見えませんが、ものすごく大きいものがあると思いますので、せめてその辺りは含めていただきたいというふうに私は考えております。

○高橋氏 年齢もちろんそうなのですが、今土師さんが言ったのとほぼ同じなのですが、私

が一つの基準にしたらいいと思っっているのは、やはり死亡しているかどうかだと思うのです。以前は、故意による犯罪行為によって人を死亡させた場合については、いろいろな被害者参加とか、少年審判の傍聴とか、そういったことが一つの基準として出ていると思うのですが、私は、果たして故意だけでいいのかと思っっているのです。過失であっても、やはり死亡事案については、少年法ではなくて、きちんとした刑罰という処理が必要ではないかと思っっているのです。

実際に、自動車運転過失致死の事件などを見ても、やられた側からすれば、故意であろうが過失であろうが、やはり小さな子どもを失った悲しみというのは変わりがないのです。そうしたときに、少年だからといって少年法の適用で、結局は保護処分が終わってしまうとか、あるいは、せいぜい少年院に行くので終わってしまうというのでは、殺された方のお母さんからすれば、たまったものではないのです。ですから、やはり死亡した事案かどうかで、私は分けるのが一番いいかと思っっています。

○酒巻教授 極めて重大な事件、特に人を死亡させた事件、殺人事件については、別扱いにするという考え方に関してですが、皆さんの結論の多くは、民法の成年年齢あるいは選挙権の年齢が18歳に下がるので、同じように18歳以上については少年法の適用を排除すべきであるという結論ですけれども、皆さんの共通したお考えを突き詰めた場合は、重大事件については、およそ年齢とは関係なしに、やはり成人と同じように少年法の適用を排除すべきであるというようになるのが筋道ではないかとも考えられます。ですから、18歳というのは、たまたまそういうきっかけがあったからで、真のお気持ちというのは、やはり凶悪重大事件については、特に人の命を奪う事件については、そもそも少年法を適用していること自体がやはりおかしいという御意見と伺ってもよろしいでしょうか。

○土師氏 現実的に、私たちが話していることから考えますと、そのような結論に導かれるのかなというように思いますけれども、どこの年齢で分けるかというのは非常に難しいことだと思います。ただ、まだ若年であるからということで、やはり軽減される場所は、これは私自身も、あつてしかるべきだと思うんですけれども、先ほども申し上げましたように、重大な事件においては、軽減される場所は当然あるにしても、きちんと事件の解明とかを含めて、されるべきではないかというようには思っっております。

○高橋氏 確かに理屈から考えれば、それこそ14歳でも刑務所に入れたらどうかと、そういうのは、確かに被害者からすれば、そういう気持ちだと思います。ただ、やはり国民のコンセンサスもとらないといけないですから、そうしたときに、14歳の人は刑務所へ行つていい、果たして国民がみんなそれでいいと言うのかといたら、私はちょっと、それは違うかなという気がしています。そう考えたとき、やはりいろいろな他の制度とか、あるいは国民のコンセンサスを考えると、18歳ぐらいが一つの線として、妥当なところかなと感じています。

○松村氏 そうですね、今酒巻先生がおっしゃったように、少年法が適用されたために非常に残念がつている被害者が多い。特に私どもの犯罪被害者の会は、殺人事件がほとんどですから、よく見ますと本当に、極論すれば、少年法は要らないのではないかということをおっしゃっている被害者もいるわけですね。そういう面からいっても、運用の面で十分配慮されてしかるべきとは思っています。

○片岡保護局長 今のお話と裏腹の話になるのですが、刑事処分にもならず、少年院にも行か

ず、保護観察にしている少年、いわゆる1号観察にしている少年が多数いるわけです。それで、先ほどのお話だと、18歳、19歳は成人でいいという御主張で、そこから先のお話を聞けなかったのですが、そうすると、ここは、他の方がおっしゃっているように、18歳以上の保護処分は考えずに、今の成人と同じでいいという御主張なのか、あるいは、ここにお書きになった、いや、今の保護処分、特に保護観察も意味があるから、30歳でも50歳でも意味がある人には、成人でもそういう制度を新たに作ればいいのかという御主張なのか、その点を伺えますか。

○高橋氏 確かにその点については、この前幹事会でも話がありまして、例えば、極端な例かもしれませんが、万引きをして、当然これは刑事の処分ということになれば、まず100パーセント間違いなく、不起訴処分になると思うのですよね。でも、今の制度だったら、正に、ある程度保護処分、保護観察とか、そういったものが出てくるわけです。そう考えると、今の少年法の保護処分、これを全面的に否定するのも何かもったいないと思います。かえってそれは、やはりいかした方がいいと思っているわけなのです。そう考えていくと、別に、一応少年法の適用年齢は18歳未満にしておいて、その上で別途制度を設けて、18歳から大学卒業、22歳ぐらいまでについては、やはり特別な保護処分などをいかにするような制度を作った方がいいと、私は個人的には思っています。

○川出教授 私もほぼ同じ質問なんですけど、不起訴になる場合は、何も処分がなされなくなりますので、御指摘のような意見が出てくるのだと思います。それとは異なり、例えば、現在の制度で保護観察や少年院送致になっている18歳、19歳の者が、完全に成人と同じように扱われるとした場合、起訴がなされて罰金や、単純執行猶予になるような事例もあると思います。その場合は、罰金であれ単純執行猶予であれ、刑罰が科されるわけですので、先ほどのお話の中にあつたように責任が明確にされるわけです。そうすると、処分の実際上の効果としては保護処分に付す場合よりも軽いとしても、そちらの方がいいとお考えになるのか、そうではなく、改善効果ということを考えて、そのような場合については保護処分を残す形で、少年院送致や保護観察にした方がいいとお考えなのか、そこはどうでしょうか。

○高橋氏 私は、並列させればいいと思っています。刑罰は刑罰で、更生させるための保護処分なら保護処分をしたらどうでしょうか、18歳から22歳までは。

○川出教授 両方の処分を科すということですか。

○高橋氏 ええ、それも一つの案だと私は思うのです。

ただ、我々被害者も軽い罪についてまで、そんな応報感情を持っているわけではなくて、やはり凶悪犯罪について応報感情を持っているわけで、凶悪犯罪についてきちんと刑罰を科してほしいと思っています。そこにどうしても、日本の判例でいくと、死刑にはならない事例がいっぱいありますから、そういうところについては、ある程度、今の少年法をいかしたような制度がかぶさっても、私はいいのではないかと思いますけれども。

○川出教授 両方の処分を科すのではなくて、どちらか一方しか科すことができないとした場合についてお聞きしたいのですが、その場合には、一律に、18歳、19歳というのは大人として扱うべきであり、刑罰を科すことでその責任をはっきりさせるべきだということまで主張されるわけではないということでしょうか。

○高橋氏 きちんとこちらの応報感情を満たしてほしいということと、加害少年が更生すると

いうことは、私は両立すると思っています。だから、両立するような制度を作っていただくのが、一番ベストのような感じがします。

○川出教授 つまり、必ずしも刑罰にこだわるわけではないということですか。

○高橋氏 いや、刑罰は応報ですから、それは刑罰は科していただかないと困る、凶悪犯罪については。

○川出教授 重大犯罪ではなくて、軽い犯罪の方の話です。

○高橋氏 軽い方ですか。軽い方は別に、窃盗したからといって、刑罰を科してほしいとは、私は余り思わないですが。

○松村氏 経済的に損失が十分に補償されれば、かなり違ってくると思います。

○川出教授 分かりました。

○小川矯正局長 矯正施設における矯正教育についてお伺いしたいと思うのですが、高橋先生の一番最後のペーパーのところで、一般の刑務所における矯正教育ということに触れていただいております、恐らく重大な事件を前提にしての話だと思いますけれども、少年院における矯正教育ではなくて、やはり大人と同じように、刑務所において、応報といえますか、処遇するべきだと、そこでしっかり教育するべきだという御意見とお伺いしました。刑務所における処遇と少年院における処遇とどこが違うかという、一言でいうのは難しいところもあるわけですが、どちらかという、刑務所における処遇の方が、グループによる集団処遇ということになりますし、作業を前提とした処遇ということになりますので、個々人の特性に入り込んだきめ細かい処遇というのは、少年院の方ができるというところはあるのだらうと思うのです。逆に、刑務所の方は成人が前提ですから、受刑者の権利自由もそれなりに尊重して、読める本もかなり多いし、自由な時間も確保されているしというふうなこともあるんだらうと思うのです。そういった点を比較しますと、少年施設の方が、きめ細かい処遇もできるし、いろいろな働き掛けもできるということもあるわけです。むしろ改善、更生とか、それから、きちんときめ細かい教育をもっとしなさいということであれば、少年院的な処遇をもっとしっかりやるという考え方もあるのではないかと思うのですが、その点いかがでございましょうか。

○高橋氏 今おっしゃった一番最後の考え方に私は賛成でありまして、制度、法律も変えなければいけないでしょうけれども、例えば、人を殺して20年の有期懲役にになったとしますよね。そうなったときに、18歳の人間を最初から普通の刑務所に入れるのではなくて、最初の4～5年ぐらいは少年院的な処分ができるような別の刑務所を新たに作って、そこで矯正教育しても、私はいいのではないかと思うのです。

○太田教授 高橋先生を含め、お三人に御意見を伺えればと思うのですが、18歳、19歳について、重大犯罪を行った者については罪に応じた制裁、罰をというお考えですが、その場合に科す刑の内容について、少年法の適用をそもそも、18歳、19歳を全部排除するとなると、緩刑処分についても適用されなくなります。死刑の問題はちょっと横に置いておきたいと思うのですが、不定期刑の対応とか、それから、無期を長期の有期刑に軽減するという緩刑処分も、やはり適用すべきでないというようにお考えなのではないでしょうか。18歳、19歳はもう大人なのだから、責任に応じた罪をということで、量刑事情としては若干考慮するとしても、基本的に制度の仕組みとして寛刑処分のようなものを適用するというのは、やはり不当であるというように考えるのか、それとも、そこ

ら辺は量刑でやることもあり得るし、制度論としては、こういうキャップといいますか、緩刑的な対応を制度として定めておくということはあるというようにお考えなのか、この点についてのお考えをお聞かせください。

○高橋氏 まず、今のお話は、正に刑罰の中に限ったお話だと思うんですが、被害者からすれば、一番腹が立つのは不定期刑なのです。あれが一番腹が立つのです、被害者からすれば。そして、死刑が無期になると、これもやはり腹が立ちます。やはり刑罰については、そういう緩刑処分はしないでいただきたい。凶悪犯罪については、きちんと普通の大人と同じようにしていただきたい、ですから、18歳未満に引き下げてほしいと考えています。

○太田教授 不定期刑が一番腹が立つというのは、要するに、仮釈放の要件が非常に緩和されているというところでしょうか。

○高橋氏 まず、上限が低いですね。

○太田教授 少し延びましたけれども、それでもまだということでしょうか。

○高橋氏 そうですね。

○太田教授 土師さんはいかがですか。少年の場合には刑が少し軽くなるという仕組みというのは、刑を科すような仕組みにしたとしても、そういうものを残すのも、やはりまずいというふうにお考えでしょうか。

○土師氏 基本的には、成人と同様の刑罰、罰則が一番だと思っています。ただ、不定期刑は非常に緩いので、それはちょっと余りにもひどいですがけれども、若干の考慮は、いろいろな事情を含めての考慮は、それは別に構わないのではないかと考えています。

○太田教授 個々の量刑の中で判断することであって、制度としてこういうふうになっているというのは、やはり少し受け入れ難いということでしょうか。

○土師氏 それは問題があるのではないかと考えています。

○白井参事官 ほかに御質問のある方はおられますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、終了させていただきたいと思います。松村様、高橋様、土師様、どうもありがとうございました。

本日のヒアリングと意見交換につきましては、以上で終了とさせていただきます。次回の予定につきましては、来年1月19日の午後に行う予定となっております。開始時間及び御意見をお聞きする方につきましては現在調整中ですので、追って御相談をさせていただきます。

本日はありがとうございました。